

平成27年第4回嬉野市議会定例会会議録

| | | | | | | |
|-----------------------------|------------|----------------------|----|----------|-------------|----|
| 招 集 年 月 日 | 平成27年12月4日 | | | | | |
| 招 集 場 所 | 嬉野市議会議場 | | | | | |
| 開 閉 会 日 時 及 び 宣 告 | 開議 | 平成27年12月14日 午前10時00分 | | | 議 長 田 口 好 秋 | |
| | 散会 | 平成27年12月14日 午後2時50分 | | | 議 長 田 口 好 秋 | |
| 応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 |
| | 1番 | 生 田 健 児 | 出 | 10番 | 山 口 政 人 | 出 |
| | 2番 | 宮 崎 良 平 | 出 | 11番 | 芦 塚 典 子 | 出 |
| | 3番 | 川 内 聖 二 | 出 | 12番 | 大 島 恒 典 | 出 |
| | 4番 | 増 田 朝 子 | 出 | 13番 | 梶 原 睦 也 | 出 |
| | 5番 | 森 田 明 彦 | 出 | 14番 | 田 中 政 司 | 出 |
| | 6番 | 辻 浩 一 | 出 | 15番 | 織 田 菊 男 | 出 |
| | 7番 | 山 口 忠 孝 | 出 | 16番 | 西 村 信 夫 | 出 |
| | 8番 | 田 中 平 一 郎 | 出 | 17番 | 山 口 要 | 出 |
| | 9番 | 山 下 芳 郎 | 出 | 18番 | 田 口 好 秋 | 出 |

| | | | | |
|---|-----------------------|--------|--------------------------|-------|
| 地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名 | 市長 | 谷口 太一郎 | 健康づくり課長 | 染川 健志 |
| | 副市長 | 中島 庸二 | 子育て支援課長 | 池田 秋弘 |
| | 教育長 | 杉崎 士郎 | 市民協働推進課長 | |
| | 総務企画部長 | 池田 英信 | 文化・スポーツ振興課長 | 宮崎 康弘 |
| | 市民福祉部長 | 田中 昌弘 | 福祉課長 | |
| | 産業建設部長 | 山口 健一郎 | 農林課長 | 横田 泰次 |
| | 教育部長 | 堤 一男 | うれしの温泉観光課長 | 宮崎 康郎 |
| | 会計管理者 会計課長兼務 | 井上 親司 | うれしの茶振興課長 農業委員会事務局長兼務 | 宮田 誠吾 |
| | 総務課長 選挙管理委員会事務局長兼務 | 辻 明弘 | 建設・新幹線課長 | 早瀬 宏範 |
| | 財政課長 | 中野 哲也 | 環境水道課長 | 副島 昌彦 |
| | 企画政策課長 | 池田 幸一 | 教育総務課長 | 峯崎 幸清 |
| | 税務収納課長 | 諸井 和広 | 学校教育課長 | |
| | 市民課長 | 大島 洋二郎 | | |
| 本会議に職務 のため出席した 者の職氏名 | 議会事務局長 | 納富 作男 | | |
| | | | | |

平成27年第4回嬉野市議会定例会議事日程

平成27年12月14日（月）

本会議第5日目

午前10時 開議

- 日程第1 議案質疑
- 議案第82号 嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例について
- 議案第83号 嬉野市公益的法人等への職員の派遣に関する条例について
- 議案第84号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第85号 嬉野市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第86号 嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第87号 指定管理者の指定について（嬉野市茶業研修施設）
- 議案第88号 指定管理者の指定について（嬉野市営嬉野温泉公衆浴場）
- 議案第89号 区域を越える武雄市市道の路線を認定することの承諾について
- 議案第90号 佐賀県西部広域環境組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について
- 議案第91号 平成27年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第92号 平成27年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第93号 平成27年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第94号 平成27年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）
- 議案第95号 平成27年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）
- 議案第96号 平成27年度嬉野市浄化槽特別会計補正予算（第2号）
- 議案第97号 平成27年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）
- 議案第98号 平成27年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）
- 議案第99号 平成27年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）
- 議案第100号 平成27年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第101号 嬉野市災害被害者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第102号 嬉野市教育委員会委員の任命について

午前10時 開議

○議長（田口好秋君）

皆さんおはようございます。きょうも一日、よろしく願いいたします。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．議案質疑を行います。

今議会の議案質疑は通告制とします。

質疑につきましては、嬉野市議会会議規則第55条の規定により、同一議題については3回を超えることができない旨、規定いたしておりますので、御注意ください。

それでは、議案第82号 嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

このマイナンバーについては、まだ私自身、よく理解していないところもありますけれども、今回、このような個人番号の利用に関する条例というものが示される中において、マイナンバーの利用範囲というものがあくまでも社会保障、あるいは税、災害対策というものに限られていると思います。そのことが番号法で規定されているわけでありますけれども、その中で、この条例のように独自利用というものが認められております。

このことについても、一部においては個人情報流出ということについて懸念が示されているわけでありますけれども、今回の条例制定におけるこの独自利用事務というものは第4条を指しているのか、それとも、それ以外のものもあるのかどうか、そこら辺のところについてお伺いをしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

今回、この条例に規定してある第4条につきましては、法によります別表第2の分の事務を規定しておりまして、市独自の利用の分を規定するものではございません。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

ということは、別に本市のほうで独自利用事務というものについてどのようなものを想定

し、このような条例制定に至ったのかということ。もう2回で終わりたいと思いますので。

それとあわせて、条例を制定せずに運用か利用できる事例ということについても考えられるものがあるのかどうか、あわせてお尋ねをいたします。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

今回、独自利用ということでございますけど、想定されるのは条例などで規定をしております、例えば、子どもの医療費とか重度心身障がい……（「えっ」と呼ぶ者あり）子どもの医療費ですね、それと重度心身障がい者医療のようなもの、条例で規定しているものになります。そのほかにも、たくさん想定はされているかと思いますが、そういうものが該当になります。

それと、条例を設けずにこの独自利用はできないということになっております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

そしたら、第4条以外で、今回の条例制定されたというのは、独自の行政サービスということで、今、課長が申されましたように、児童保護等々含めての福祉に関することを想定しながらということで理解をしいわけですかね。

そこら辺の中で、先ほど申しましたけれども、例えば、そういうものについて、それ以外でも、結局、こういう個人番号の利用に関する条例というものも定めなくてそれを利用した場合について、ペナルティーとかなんとか、そういうものも総務省から、そこら辺で示されているんですかね。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

今回、福祉のみではなくて、独自利用を後で規定を設けるようなことになるとは思いますけど、福祉関係のみならず、ほかの分野についても該当になるものがあると思います。例えば、日常生活用具給付とか、他市の分を見れば、がん検診の費用徴収の分とか、そういったものも個人番号を利用するということになりますので、後には条例で規定を設けるということになります。

それと、当然、この条例に設けていない分につきましては利用ができないということにな

りますので、罰則の該当になってくるかと思えます。

以上です。（「ペナルティーというものが示されているのかどうかということを確認したいんですけども」と呼ぶ者あり）

罰則は設けてあると思えます。（「設けてある」と呼ぶ者あり）はい。（「はい、もういいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

これで議案第82号の質疑を終わります。

次に、議案第83号 嬉野市公益的法人等への職員の派遣に関する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。初めに、山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

この条例改正につきましては、先般の、当初の合同常任委員会の際に、派遣先を嬉野温泉観光協会ということでお聞きをいたしております。先にこの分の目的をお聞きします。

2点目ですけども、派遣先の業務内容によってですが、今回、100分の100以内ということで、市の職員のそのままスライドして運用をされるわけですけども、これをずっと範囲を広げたときに、相手先の業務内容によって、この割合が変わってくるものか、確認をいたします。

それと、派遣期間というのがちょっと確認できませんけれども、派遣期間の想定があるのか、確認します。

以上です。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

今回の条例制定の目的ということでございますけど、今、本市の諸施策と密接に関連いたします公営的法人への職員派遣を通じまして、市民の適正な連携、協力によります施策の推進を図るため、今回、条例を制定するものであります。

今回の場合は、議案資料にもありますとおり、規則で規定をいたしますけど、派遣先は一般社団法人嬉野温泉観光協会ということになります。市職員をこの協会へ派遣することによりまして、この分野の連携を深めて、市と観光協会、一体となりまして、観光地であります本市の観光施策の推進を図るものでございます。

2点目ですけど、業務内容によって報酬等、加算、減額があるのかということですけど、条例第4条に規定をしておりますけど、法の規定にあります業務、市からの委託業務とか市と協働して行う業務、市の事務事業など、これを補完、支援すると認められる業務であって、

市の事務事業等を効率的に実施が図られると認められる場合は100%と、100分の100の支給ができるということになりますので、全ての業務がその該当になるということであれば、100分の100という支給が可能ということになります。これ以上を超えての支給はできません。

それと、派遣の期間の設定は必要ないのかということですが、これは法の規定に3年ということで規定を設けてありますので、条例のほうでは設けておりません。ただし書きがありまして、最高5年までということで2年の延長ができるようになっております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

趣旨、目的は理解をいたしました。

この中に、嬉野市公益的法人等とありますけれども、非常に範囲が幅広くなるんじゃないかと思えますけれども、それでは、今、今回の派遣先と、引き続きまして、こういった形を適用する計画が身近にあるのかどうか、確認をいたします。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

現在のところ、ございません。

以上です。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

次に、森田明彦議員。

○5番（森田明彦君）

それでは、質問をさせていただきます。確認を含めましてですね。

最初の質問ですけれども、今の説明ありました職員の派遣等に関する部分で、条件は今後詰めていく部分もあるということで、さきの説明会で、ここの会場で、そういうお話をされておりましたけれども、第10条まで、かなり詳しく条例でありますけれども、これ以外にまだ条件を詰めていくというお話ですが、想定されていることはどのようなことがありますでしょうか。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

今回、条例の規定等にもございますけど、協定をさっきの法人と結ぶということになりま

すので、例えば、派遣の期間、業務の内容、勤務条件等、こういったものを今後詰めていく必要があると思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

森田議員。

○5番（森田明彦君）

はい、わかりました。

それから、2項目目の一般職か管理職かということをちょっとお尋ねしておりましたけれども、条例の第2条のほうに役職員という文言がございますので、これはいわゆる一般職であり、役員も含むという意味で捉えてよろしゅうございますね。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

それも含めて今後検討していくと、詰めていくということになります。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

森田議員。

○5番（森田明彦君）

はい、わかりました。

それから、3点目の、いわゆる雇用の、派遣先での業務ということになったときの労災の保険の適用ですね。労基法では基本的には現業というのが大前提になってくるわけですが、こういった場合の取り扱い。ただ、第4条の中に、派遣団体においてついていた業務を公務とみなすという項目がございますので、あくまでも派遣元の責任において行うという認識でよろしいか、確認をいたします。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

他市の事例等も含めてということでありますけど、一般的には労災の適用を受けるということになります。

その負担等につきましては、派遣元になるのか、派遣先になるのか、そこは協議の結果になるかと思えます。

労災保険の補償額等が地方公務員の災害補償法の補償額を下回る場合とか、こういったものを想定されますので、そういったものを含めて今後詰めていくということになります。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

森田議員。

○5番（森田明彦君）

ちょっと最後に確認ですけれども、今、課長のほうから、いわゆる労災の件の適用の範囲をまだちょっと協議をする可能性があるというお話でしたけれども、例えば、一般職員の場合と、それから、いわゆる役員として就任をしたときの労災の取り扱いの項目が違ってまいりますけれども、その辺は、もし役員として派遣したときに、派遣元は労災の面倒は見ませんよという内容になったときに、派遣先で労災の適用が、いわゆる雇用保険と同じように賃金の支払い先が面倒見ますということにならないのですので、もしそうなった場合は、労災の、役員として就任したときの責任の所在がちょっと宙に浮いてきますけれども、そこはどう考えますか。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

その分ですね、今から詰めていくことということでしておりますけど、他市の事例を見ますと、派遣元が持つと、負担をするということではあるところもございますので、そこは今後詰めていくということになります。その負担をするという形になるのかどうか含めてということになります。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

森田議員、条文ごとに3回までいいですので、何条について、何条のどこについてとってもらわないと、今、4回済んでおりますので。（「ああ、そうですか」と呼ぶ者あり）

森田議員。

○5番（森田明彦君）

もうこれで終わりたいと思います。

○議長（田口好秋君）

いいですか。

○5番（森田明彦君） 続

はい、いいです。

○議長（田口好秋君）

では次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

まず1問目は、非常に愚問といたしますか、恥ずかしい質問になるかと思えますけれども、過去において、このようなものに該当する事例がなかったのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

それと、全部いきますけれども、今回、観光協会への派遣ということで、ここで資料で示されております。今後において、例えば、これを見ますと、規則で制定する団体は一般社団法人嬉野温泉観光協会というふうにきちっと示されております。とした場合に、では、例えば、仮ですけども、体育協会とか、そういうふうなものも該当する場合が出てくると思えますけれども、そういう場合には、この規則というものがまた一部変わってくるのかどうか、そこら辺のところもお尋ねをしたいと思います。

そして、今回、派遣する場合、先ほど課長のほうでは、協定どうのこうのというふうなことを申されましたけれども、きっちり派遣先と、派遣する場合、協定書というものを結ぶ必要があるというふうに私は思いますが、そこら辺のところについてはどのようにお考えになっておられるのか。

営利法人のほうは、別の分でもう一回やってもいいですか。はい。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

過去において、この制度に基づく事例等あるのかということですが、制度に基づく派遣等の事例はございません。

それと、今後、この規則で定める団体ということで、体協等とか挙がっておりますけど、規則の改正を行っていくということになります。

それと、協定でございますけど、派遣先と本市との間で協定を結ぶ必要がございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

制度に基づく派遣はないというふうな答弁ですけども、ちょっとそこら辺の意味が私はよく理解できないんですけども、過去にこれに似たような事例はなかったのかと。このような制度に基づく派遣はないという答弁ですけども。ちょっとよく意味がそこら辺のところは理解できないんですけども、全く今までこういうものはなかったということで確認をしいいんですか。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

今回、制度を設けておりますので、派遣をしたという事実はないということでございます。

以上です。（「まあ、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

続けて、どうぞ。山口要議員。

○17番（山口 要君）

今回、営利法人への派遣というものが見送られております。その見送られた理由と、そしてあと、県内2市でそのような事例というものがあるというふうにもここにも示されておりますし、私も認識しておりますけれども、そこにおける団体等というものはどのような団体なのか、そして、どのような形でこの運用というものがされているのかということをお尋ねいたします。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

今回、営利法人への退職派遣は導入しない理由ということでございますけど、法の第10条で規定をされておりますけど、特定法人ということで、市が出資している株式会社のうち、市と密接な関係、公益の増進に寄与するものとか、こういった密接な関連を有するもので、人的補助を行うことが必要ということである場合に条例で定めるということになっております。

他市の事例を、条例等を見てもみますと、その特定の法人、市が出資している株式会社等につきましても、かなりの出資の比率になっております。2分の1から4分の1というようなことで、出資の比率が高い、市との密接な関係が高いということでの派遣になっておりますので、今、本市が出資をしているところが3社ございますけど、いずれも出資の割合としては少額ということで、人的援助等も行う必要がないというようなこともございますので、今回設けておりません。

それと、2点目の県内のどのような団体かということですけど、唐津市と鳥栖市にございます。この運用等については、ちょっとその先の資料を現在持ち合わせておりませんので、後ほどお示ししたいと思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

この営利法人への派遣というものについては、出資比率というのは定められていないというふうに私は思っております。

今、課長は他の状況を見ますと50%以上出資しているというふうなことをお示しになりましたけれども、1%でも2%でも出資をしていれば、そこは可能というふうな、恐らくこのような法律になっているというふうに私は思っております。

現在、嬉野市においては、例えば、テレビ九州とか藤津ケーブル等にも出資をしておりますよね。それくらいかな、会社、出資しているのはね。そこら辺のところ、仮にそういうところから要請があったとした場合については、その時点において考えるというふうなところで理解をしいいんですかね。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

当然、その御相談等があった場合ということでございますけど、やはり出資の比率として100分の25程度を上回る株式会社等に派遣を行うということとなっております。

以上です。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

これで議案第83号の質疑を終わります。

次に、議案第84号 嬉野市税条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第85号 嬉野市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第86号 嬉野市分担金徴収条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第87号 指定管理者の指定について（嬉野市茶業研修施設）についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。初めに、増田朝子議員。

○4番（増田朝子君）

私は指定管理者の指定についてということで質問させていただきます。

議案資料では32ページからですね、嬉野市茶業研修施設についてお伺いさせていただきます。

その中で、指定管理ということで、まず、指定管理者選定委員というのがございますけ

れども、その附則を拝見しますと、任期は1年とあります。今回、5名の委員ということで、3名の方が学識経験者ということで——3名以内ですね。ありますけれども、この任期1年ですけれども、現在まで、これが平成19年6月に規則が制定されていますけれども、これまで委員の方が、今の3人の学識経験者の方が何年ぐらいされていらっしゃるかということ。

それと、ここに通告を上げさせてもらっていますけれども、この会議の公開、非公開の決議がされていらっしゃると思いますけれども、結果はどうだったのかということ。

あと、選定基準の4項目ありますけれども、一番評価が高かったものと一番評価が低かったものは何でしょうかということ。

あと、今回の選定に対して、今後の課題はどういうところにありますかということをお尋ねさせていただきます。

○議長（田口好秋君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

お答えいたします。

選定委員の学識経験者の3名につきましては、任期が平成26年10月31日から平成27年10月30日までの1年間となっております。

続きまして、会議の公開、非公開ということでございますけれども、嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱に基づきまして、公開といたしております。ただ、2回目の審議会の最終的な採決を行うときは、審議会の中で協議をしていただきまして、別室で採点をしてもらうということで、非公開と一部しております。

あと、選定基準の4項目の一番評価が高かった項目につきましては、3番の事業計画等に沿った管理を行う能力を有しているということになっております。

選定基準の4項目の中で一番評価が低かった項目につきましては、2番の茶業研修施設の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであることということが一番低かった項目となっております。

以上です。（「ちょっとわかりません。今、低かったことの、ちょっともう一回すみません。どこの」と呼ぶ者あり）

一番低かった項目につきましては、2番の茶業研修施設の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであることという項目が一番低かったということでございます。

以上でございます。（「課題は」と呼ぶ者あり）

今後の課題につきましては、茶業研修施設につきましては現在、緑茶の研修施設でありますので、お茶の時期ですね、二番茶以降の施設の活用について、今後やはり検討していかな

ければならないという考えであります。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

今、選定委員の方のことで任期、お答えいただきましたけれども、これは再任ができるということで規則にありますけれども、今のこの3人の方が何年ぐらい、ずっと再任でされていますかということのお尋ねをさせていただいたんですけれども。

それとあと、この会議の公開、非公開とありますけれども、基本、公開ということで今御答弁いただきましたけれども、例えば、プレゼンテーションのときに公開だったのかということをもう一度お尋ねしたいと思います。

それとあと、一番評価が低かったというのが、先ほど2項目めと言われましたけど、どういったところが評価が低かった、その要因というか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

産業建設部長。

○産業建設部長（山口健一郎君）

お答えします。

選定委員については、昨年、志田焼の里博物館の指定管理の選定委員をされています。これは選定委員会の規則というのがありまして、第2条の中に、部によって委員を決めると、部署ですね。例えば、私のところであれば産業建設部ということで部署をしておりますので、志田焼を昨年やっておりますので、その選定委員が継続して、期間内ですので、今回、嬉茶楽館、茶業研修所は選定委員となつていただいたと。前は、ほかの部署のほうはちょっとわかりませんが、うちとしては初めて、昨年10月31日からされているということです。

それで、あと公開のほうですが、プレゼンテーションのときの公開は可能です。先ほど課長も言いましたように、採点のときに、そのときだけが非公開であって、あとは全部公開ということで認識をしております。

以上です。（「低かった……」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

お答えいたします。

2項目めの評価が低かった要因についてですけれども、広報や誘客について実現可能性が高い計画となっているという項目について評価が低かったということと、あと、運営全般に

ついて、これまでにない新たな点や措置がなされる計画になっていたかということについての評価が低かったということで認識をしております。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

ただいま部長より、プレゼンテーションの公開、非公開は、公開ということで御答弁いただきましたけれども、まず、そのプレゼンテーションがいつありますという情報の公開はされていますでしょうかという、またお尋ねをさせていただきますけれども。

というのは、やっぱり関係者の方は、指定管理として今後どういうふうに進められていくのかと思われると思いますし、関心のある方は、もし公開であれば、そちらに傍聴させていただきたいと思われる方もいらっしゃると思いますけれども、そのプレゼンテーションに対しての、いついつありますよというのをまず情報を告知というか、されていますかということのお尋ねとですね、あと、先ほど言われました選定委員は、部で選定委員、ちょっと選定委員というのがどういうふうに決められているかというのをよく理解していなかったんですけども、例えば、今回は嬉茶楽館と同じ部のある、後でまた質問させていただきますけれども、シーボルトの湯ですよね。ですけど、例えば、違う部だったら、市民福祉部だったら、また選定委員がかわるということで理解してよろしいんですかね。ちょっとその2点をお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

産業建設部長。

○産業建設部長（山口健一郎君）

まず、選定委員のほうですが、部署によって、やっぱり専門部署がありますので、そういうところで部とか教育部門とか、そういうふうに分かれているということで認識をしております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

うれしの茶振興課長。

○うれしの茶振興課長（宮田誠吾君）

プレゼンテーションのときの公開についてということでございますけれども、嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱の中の第7条第2項のほうに、会議の開催の公表は、市のホームページへの掲載、または市庁内への掲示、その他適当な方法により行うということになっております。

うれしの茶振興課としても、庁舎のロビーとホームページのほうに掲載をいたしております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

私、もう本当ちょっとびっくりしたんですけれども、今、山口部長は指定管理者選定委員会規則第2条の分で専門部署というふうなことでお答えをいただきました。本当に行政の方、正直な方ばかりだなと思いましたが、ここの総評のところに、実は40ページなんですけれども、「今回の審査にあたり茶業研修施設については書類審査、お茶の製造機械、製造量、茶価等の専門的な説明があり審査が困難だったと思われる」と。これは何を意味するのかというふうに思うわけなんです。

これはある意味では、その選定委員の方が、これの専門的知識がないということをあからさまに露呈しているんじゃないかなというふうに私は思うわけなんですけれども、これを書かれていなかったら、私もこのようなことを申しませんが、正直に本当にお書きになっておられましたので、あれっと思っただけです。

このことについてどうお考えになっておられるのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午前10時38分 休憩

午前10時38分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

産業建設部長。

○産業建設部長（山口健一郎君）

お答えします。

確かに、お茶に関しての専門知識は、ちょっと薄い方もいらっしゃいました。その中で、委員会を開くに当たって、当然、プレゼンでも説明はありましたけれども、その事前に研修所に行って、館長から説明を受けたりとか、そういうことをして会議を、選定委員会を進めましたので、ある一定の理解はしていただいているというふうに考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

もう余り強くは申しませんが、やはりこの選定委員の選定については、今後については、やはりある程度、その指定管理施設にかかわることについて専門的といいますか、あ

る程度のところのわかった方、例えば、今回の学識者にしても、恐らくほとんどこの茶業というものについては余りよくおわかりになっていない、語弊になりますけれども、普通の、ごく一般のことぐらいで。だから、今後については、やはりここら辺の選定の方法、選考方法についてはもう少し考えるべきであろうというふうに私は思っております。

そして、これはもう余り申しませんけれども、例えば、選定委員会規則の第7条というものについても、いろいろと差しさわる分等々も今後出てくるかと思しますので、そこら辺もあわせて、今後の選定委員の選定方法、何回も申しますけれども、そこら辺については、やはり慎重な対応を求めていきたいというふうに、それだけをお願いして、この質問は終わります。

○議長（田口好秋君）

これで議案第87号の質疑を終わります。

次に、議案第88号 指定管理者の指定について（嬉野市営嬉野温泉公衆浴場）についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。増田朝子議員。

○4番（増田朝子君）

続きまして、シーボルトの湯ですね、嬉野市営嬉野温泉公衆浴場のことでお尋ねします。

議案資料としては41ページからですが、こちらの中で、まず、先ほどと一緒なんですけれども、この会議の公開、非公開がどうでしたでしょうかということと、先ほどは公開ですということでしたけれども、そして、ホームページ等にプレゼンテーションとかの日程を皆さんに公表していますということでしたけれども、そこに傍聴可とか否とかという文言は、そういう表示はありましたでしょうかということですね。もし公開であればですね。

それと2番目に、指定管理の期間が多分、私の記憶では3年だったと、以前がですね、ありますが、今度、5年に変わったんですけど、その理由をお尋ねしたいと思います。

それと、候補者決定のボーダーラインというのが変更で、60点から70点とありますけれども、その変更についてのお尋ねですね。

それと、こちらも今後の課題としてはどういうことが挙げられましたでしょうかということのお尋ねです。

○議長（田口好秋君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（宮崎康郎君）

お答えいたします。

まず、傍聴の可否ということで御質問でございますけれども、会議の開催のお知らせということで、可というふうに通知をいたしております。（「公開は可ですね」と呼ぶ者あり）はい。こういう通知書を出して、はい。

あと、3年から5年に変わった理由ということでお答えいたします。

シーボルトの湯は、直営でまず3年、あと指定管理者制度で3年運営いたしておりましたけれども、今後、さらなる集客を目指すために、長期的に安定かつ画期的な運営につながるということで、部内で協議した結果、3年から5年に変えたということです。

あと、候補者のボーダーラインの変更についてということでございますけれども、当初、シーボルトの湯のほうはボーダーラインを60点で提案しておりましたけれども、お茶のほう、嬉茶楽館のほうはボーダーラインが70点と提案されておりましたので、選定委員会の協議の中で、選定を同時に行うと、その日に一緒に行うので、採点のボーダーラインが両施設共通にすべきではないかという意見をいただいて、その中で協議をした結果、うちのシーボルトの湯の基準を70点に変更を提案させていただいて、委員会の中で決定されたということです。

あと、今後の課題ということでございますけれども、本年度も源泉のポンプが故障いたしましたので、この購入をいたすわけですが、来年度、オープンしてから7年という期間がたちますので、施設等の故障等がふえてくる可能性があるということが課題だと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

先ほどの会議の公開、非公開の可ということで示されているということですが、ちょっと確認なんですけれども、それは一般市民の方に対しても傍聴可ですよということで理解していいですかね。

それとあと、ボーダーラインのことですけれども、私はそういう指定管理というのは70点以上と思っていたんですけれども、やっぱりそのほかにも指定管理されていらっしゃる、幾つかあると思うんですけど、全てボーダーラインはいろいろ違うということで、そうお尋ねしていいんですかね。

○議長（田口好秋君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（宮崎康郎君）

最初の開催の傍聴の可否ということで、当然、傍聴はどなたでもできますので、可ということで表示は、お知らせをしております。

あと、ボーダーラインは、以前、シーボルトの湯の最初の指定管理を選定するときに60点ということで、うちのほうは採点基準にしておりましたので、60点で提案したわけですが、今回、両施設の関係がございまして70点に変えたわけですが、ボーダーライン

はそれぞれの施設で、施設の関係で、60点とか70点とか80点とか、基準は変わってくるもの
と思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

わかりました。

最後にですけれども、今回の指定の選定に当たりまして、選定委員の方からいろんな意見
が出されたと思いますけれども、先ほど今後の課題として、源泉のいろいろ故障とかあった
ということで、もう7年たつので、今後、いろんな施設面でも出てくるかと思えますけれど
も、今回の選定に当たって、選定委員の方からの総評として、ここはこういうふうに、もう
ちょっと、今、運営自体はうまくですね、お客さんも多くなられてということですが、
このほかに何か、市民の方からのとか利用者の方からの、ここはこうしたほうがいいのか
という御意見はなかったでしょうか。市民の方の意見と選定委員の方の御意見が今回の選定で
ありましたでしょうか、ほかに。

○議長（田口好秋君）

うれしの温泉観光課長。

○うれしの温泉観光課長（宮崎康郎君）

お答えいたします。

今回、審査の中で、47ページのほうにプレゼンテーションの要旨というのがございますけ
れども、すみません、申請団体のヒアリングの中で、いろいろ委員とか観光協会のほうがお
答えされていますけれども、これ以外には特段、市民の方からの御意見というのもございま
せん。

以上です。

○議長（田口好秋君）

これで議案第88号の質疑を終わります。

次に、議案第89号 区域を越える武雄市市道の路線を認定することの承諾についての質疑
を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第90号 佐賀県西部広域環境組合の共同処理する事務の変更及び同組合理約の
変更についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第91号 平成27年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）についての質疑を行
います。

6ページから18ページの歳入について質疑を行います。

13ページ、17款．寄附金、1項．寄附金、2目．総務費寄附金について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

私のほうは、ふるさと応援寄附金の件について質問いたしたいと思います。

全国的に、これが一つの返礼金の割合合戦みたいな形になっております。実質、この分が大きな財源になってはおりますけれども、今後の中に限度額なりを設けておられるのかどうか、それとも、競争の中でまたさらになされる用意がえられるのか、確認をします。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

平成27年4月1日付で総務省のほうから、全国の自治体に過度の競争を自粛するように求めた通知が参っております。ふるさと納税制度の趣旨に沿った事業の推進というものが各自治体に求められておりますので、お礼品につきましては現状の割合で進めていきたいと。これにつきましては、別にこれまでだという限度額はございません。

以上でございます。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

これで17款1項2目．総務費寄附金についての質疑を終わります。

次に、19ページから45ページまでの歳出についての質疑を行います。

歳出19ページから25ページまでの第2款．総務費について質疑を行います。

初めに、19ページ、1項．総務管理費、1目．一般管理費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

19ページ、普通旅費、派遣職員の普通旅費20万円についてでありますけれども、今回、20万円計上されて、説明では、東北への派遣職員2名の帰庁報告に伴う旅費との説明があっております。

当初で実は100万円の計上があっておりました。その100万円の不足に伴うものなのか、それとも、新たにそういうふうなのが生じて、このような予算計上という形になったのか、そこら辺だけをまず確認したいと思います。

そして、この帰庁報告というのは、大体、年何回ぐらいされる予定なのか。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

現計予算で100万円ということでございますけど、関西に今派遣をしております職員が1名ありまして、その者に……（「ちょっともう一遍……」と呼ぶ者あり）関西に派遣をしておる職員が1名ありますが、その分の旅費が当初100万円ということで見えております。

今回の20万円については、あくまでも東北に派遣をしている2名の帰庁報告のための旅費ということで予定をしております。

それと、帰庁報告については、2回程度を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

前段の分はわかりました。

では、年に2回、5月に派遣されて今日になっているわけですがけれども、年に2回ほど帰庁して報告をされるというふうなことですよね。となった場合、例えば、途中において、パソコン、あるいは電話等での随時の報告というものはどの程度行われているんですか。

○議長（田口好秋君）

総務課長。

○総務課長（辻 明弘君）

お答えいたします。

現在、私用で帰ってこられた際に、帰庁報告ということではございませんけど、こちらのほうに立ち寄っていただいたことが1回か2回ございます。それと、メール等によりまして向こうの状況報告ということで数回程度、報告を受けております。

以上でございます。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

いいですか。

次に、同じく19ページの1項、総務管理費、6目、企画費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

資料請求を今回していなかったもので、まことに申しわけありませんけれども、4月から12月、今までのところで、各月、直接申し込み、オンライン申し込み、数字は今おわかりですかね。お手元に資料ありますか。——ちょっとまだ1問目で、まだちょっと待って。あるかどうか、ちょっと確認だけ。（「11月まで……」と呼ぶ者あり）持っていますね。11月までいいです。11月までのところをお答えいただきたいと思います。各月ごとに直接申し込み、オンライン申し込み。（「各月ごと……」と呼ぶ者あり）各月ごと。（「はい。ちょっと

待ってください」と呼ぶ者あり) はい。

それと、今、大幅にふえてきたことを含めて、担当課長としての率直なる感想をお答えいただきたいと思います。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

入金状況、寄附金の実績でございますけれども、4月から述べたいと思います。

市への直接入金のほうがいきます。4月が12万円、5月が20万5,000円、6月が224万5,000円、7月が40万5,000円、8月が38万円、9月が65万円、10月が970万5,000円、11月が335万1,000円でございます。市の受け付け分トータルいたしまして1,706万1,000円となっております。

オンライン受け付け分を述べさせていただきます。4月302万5,000円、5月270万円、6月372万円、7月916万5,000円、8月1,377万9,000円、9月2,596万2,000円、10月4,374万7,000円、11月1億3,541万円、ちなみに12月が1日から昨日までで2億円ほど入っております。4月から11月までのオンラインの受け付け分の計といたしまして2億3,750万8,000円となっております。

あと、今回、大幅にふるさと納税、伸びてきております。この分につきましては、嬉野市は財源確保に非常に助かっておるわけでございます。もう1つは、地域、地元の特産品、活性化にも十分つながっているものと思っております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

本当によかったですね。

実は今、課長が申されたように、財源確保、そして嬉野市の産業のPRにもつながってくるというふうなことで、非常にいい形だと思います。

これが10月から上げましたかね、50%、10月からでしたね。（「7月からです」と呼ぶ者あり）7月からでしたかね。それから、ぐんとふえてきた、これは非常にいい形で、結果として出てきたというふうに思っております。12月の場合は、恐らく駆け込み、納税の、税金還付の駆け込みだというふうに思っております。

最終的に、今のままでいきますと、5億円以上、5億円近くなるというふうに思っておりますけれども、次年度において10億円まで目指すお考えがあるのかどうか、お尋ねをしたいと思っておりますし、そういう中で、実は一般質問みたいな形、ちょっと触れますけれども、お許

しいたきたいと思います。

7月3日、平戸市であった、ふるさと納税九州サミットというものは御存じでしたでしょうか。それを御存じかどうか、お尋ねをしたいと思いますし、この前、テレビでもあっておりましたけれども、平戸、玄海、そして宮崎の綾町、その3人の職員がタッグを組んで、今いろんな企画等を行っておられます。そこら辺のところについても、ぜひ今後、研究をしていただきたいと思いますし、やはり今後の形としては、ほかに類のない商品企画、そしてまた寄附者目線を置くと、寄附者の目線に置いて、そこら辺を考えていくというふうなことが言われております。

そういうことをあわせて、今後のふるさと納税に対して対応していただきたいということだけ要望しておきますけれども、とりあえず前段の分だけお答えをいただきたいと思います。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

10億円を目指すのかということでございますけれども、できるだけ目標は高く掲げていきたいと思っております。

もう1つの平戸市さんのサミットでございますけれども、こちらについても報道あたりで、新聞等に出ておりましたので、読ませていただきました。若い担当の職員さんがアイデア勝負なんだよということで意見を述べられていたようでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

次年度において、今のネット、サイトの分については、このまま継続をしていかれるのか、あるいはまた、そのサイトの変更というものも、別にもっとふやしてやっていくということをお考えになっておられるのか、そこら辺だけを確認したいと思います。

○議長（田口好秋君）

企画政策課長。

○企画政策課長（池田幸一君）

お答えをいたします。

サイトのほうも、実は秋口に委託会社のほうでリニューアルをいたしました。常時、委託会社と、この見直しというものについては協議をしております。本市におきましても、このリニューアルの効果が非常に出ておりますので、これは機会を見て、サイトの変更、見直し

はかけていきたいと思っております。商品等もこれで十分だと思っておりますので、さらに新しい商品、魅力ある商品を追加していきたいと考えております。

以上でございます。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

次に、21ページ、2項、徴税費、1目、税務総務費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

21ページで、委託料、申告相談業務委託ということで23万5,000円計上がされております。これについては、説明では税務事務所からのサポートということでの説明がっておりますけれども、これが当初予算では納税相談業務として54万円計上がなされておりました。これと違うのか、それとも不足分に伴うものなのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

税務収納課長。

○税務収納課長（諸井和広君）

お答え申し上げます。

これに関しまして、当初予算に54万円というのが上がっていたと思いますけれども、それについてはファイナンシャルプランナーの委託料……（「えっ」と呼ぶ者あり）ファイナンシャルプランナー。（「ああ、ファイナンシャルプランナー」と呼ぶ者あり）はい。

この分については、新しく23万5,000円ということをお願いしておりますけれども、これはちょっと詳細を申し上げたいと思いますが、確定申告は例年どおり、嬉野会場と塩田会場の2会場で実施したいと考えておりますけれども、機構改革による職員の削減とか、異動によって確定申告の経験が少ない職員が増加したという形で、申告相談時間が大分かかるだろうということで、できるだけ待ち時間を少なくしてスムーズに申告が行えるように、九州北部税理士会をお願いいたしまして、税理士の派遣を要請するものでございます。ですから、ファイナンシャルプランナーとは全く別のものでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

昨年度は、これの申告相談業務というものが計上されておりました。と思います。今、課長がおっしゃるように、今回、職員の経験不足に伴って新たに計上されたということですね。そこら辺のところについても、これは職員の人事問題にも係ってくることなんですけれども、やはり今後、少し検討されたほうが良いというふうに思いますし、これは年に一度のことですから、当然わかっていることなので。

それで、この23万円、北部税理士会、地元の税理士事務所じゃなくて北部税理士会に依頼をされるということなんですけれども、なぜ北部税理士会に委託をされるのか。地元ではそういう方というもののフォローはできなかったのか、再度お尋ねいたします。

○議長（田口好秋君）

税務収納課長。

○税務収納課長（諸井和広君）

お答え申し上げます。

確定申告業務については、再度ですね、今、2会場ですけれども、1会場に変更するみたいなことで検討はしておりますので、後ほど1会場にするかどうかを皆さんと協議の上、したいという形には持っていきたいと思えます。

税理士会につきましては、この辺のある税理士さんとか、いろいろおられますけれども、全部、北部税理士会のほうに所属されておまして、委託業務自体を一括してそこで行っているという形になっておりますので、対象は北部税理士会と行うということになります。

以上です。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

これで歳出19ページから25ページまでの第2款、総務費について質疑を終わります。

次に、歳出26ページから30ページまでの第3款、民生費について質疑を行います。

初めに、26ページの1項、社会福祉費、2目、障がい者福祉費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。梶原睦也議員。

○13番（梶原睦也君）

障がい児施設措置費、これでちょっとお聞きしたいんですけれども、平成26年から介護訓練給付費から移行ということになっておりますけど、この事業説明を見ていると、児童発達支援、就学前児童の訓練、放課後等デイサービス、小学校以上への訓練、保育所等訪問支援、保育所などに専門員が訪問指導するとありますけど、具体的にはどういったことをされているのかという部分。

それから、今回、前年度から比べて扶助費が1,338万2,000円と増額になってはいますが、全体事業費が4,170万9,000円のところから出ていると思うんですが、ここら辺のところをもう一度ちょっと説明をお願いいたします。

○議長（田口好秋君）

市民福祉部長。

○市民福祉部長（田中昌弘君）

お答えいたします。

障がい児の施設措置費につきましては、議員おっしゃるとおり、福祉サービスのほうから障がい児施設措置費として平成26年度から分けております。

その中で、児童発達支援というのは、就学前までの児童が対象で、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練と日常生活の訓練のサポートをするものでございます。

それから、放課後等デイサービスにつきましては、小学校以上が対象で、日常生活等の生活能力の向上のための訓練、社会との交流の促進等を図るものでございます。

それから、保育所等訪問支援ですが、障がいのある児童がいる保育所等に専門員が訪問して指導するという事業でございます。

それともう1つ、今年度やっているのが障がい児の相談支援ということで、計画相談をやっております。さまざまなサービスの種類、量を決定するための計画作成、それと、基本的にはサービスを決定する前に、その計画を作成し、その後、モニタリングを半年ごとで検証して、サービス量の見直しをするというような形になります。

今回補正を、当初予算1,584万円に対しまして、補正額1,038万2,000円をお願いしておりますが、先ほど申しました発達支援につきましては、今、嬉野市、鹿島市、武雄市、伊万里市、佐賀市の各サービスの事業所に23名の方が今支援を受けておられます。9月までの支出が当初の見込みよりも多かったということで、当初予算に対しまして423万1,000円の補正をお願いしております。

それから、放課後等デイサービスにつきましては、嬉野市と鹿島市、武雄市の事業所に15名の方が今サービスの提供を受けておられます。当初予算1,080万円に対しまして、需要見込みをとったところ、これも不足額が生じるということで、578万7,000円の増額補正をお願いしております。

それから、保育所等の訪問支援につきましては、武雄市に1人がサービスを受けておられますが、当初予算24万円を計上いたしておりましたが、この分に関しましては1人ということで16万9,000円の減額と。

それから、障がい児の相談支援につきましては、当初予算計上いたしておりませんでしたけれども、計画相談等が嬉野市、武雄市の事業所でございますので、これが計画作成を現在6件、モニタリングを1件ございますので、今後の見通しを含めまして53万3,000円の増額補正をお願いし、トータルで1,038万2,000円の補正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

わかりました。

あと、この事業そのものはずっと継続していくんですよね。この介護訓練給付費から移行したということで、平成27年度ということになってはいますが、この事業期間が平成25年か

ら平成27年となっていますけど、これはずっと継続していく事業ということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（田口好秋君）

市民福祉部長。

○市民福祉部長（田中昌弘君）

お答えいたします。

これは平成24年4月に、障害者自立支援法及び児童福祉法に基づいて実施されていた障がい児を対象とした施設事業が児童福祉法に一本化されて、身近な地域で支援を受けられるようにサービス体系が再編されましたので、平成27年度以降もこの事業はずっと継続するというように認識しております。

以上です。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

次に、27ページの1項、社会福祉費、3目、老人福祉費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、梶原睦也議員。

○13番（梶原睦也君）

私のほうからは、介護施設へのスプリンクラー設置の事業の進捗というか、今後の見通し、まだ設置するべきところがあるのか、こちら辺の見通しについてはどのようにお考えなのか。

もう1点は、この補助事業の実施については、今年度で終わりなのか、今後ともずっと継続していくのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

市民福祉部長。

○市民福祉部長（田中昌弘君）

お答えいたします。

今回の介護施設へのスプリンクラーの設置ということですが、今回、国の補助事業を活用いたしております。この国の補助事業は、平成17年から逐次、事業的にはあったわけですがけれども、これは大規模な介護施設ということで、今回、市内で対象になったのが医療機関のグループホームが1件対象となっております。

今現在、嬉野市内に6施設、グループホームがございますけれども、あと残りの5施設につきましては整備済みでございます。

それと、この補助の実施期間ですけれども、国のほうに問い合わせてみましたけれども、一応、国のほうでは予算の続く限り継続をするということですので、来年度、事業予算があるのかどうかというのまでは把握しておりません。ただ、要望等を、県を通じて申請をし、国が認めていただければ予算化するというような形になろうかと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

いいです。

○議長（田口好秋君）

いいですか。

○13番（梶原睦也君） 続

後ありますので、いいです。

○議長（田口好秋君）

はい。

次に、川内聖二議員。

○3番（川内聖二君）

ただいまの説明で理解できました。

○議長（田口好秋君）

次に、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

今の説明でいきますと、いわゆる医療機関のグループホームということなんですね。以前、これは宅老所等に対するスプリンクラー、たし市内に十数カ所あって、宅老所においてはまだ全部できていないと思うんですよね。そこら辺との関連はどういうふうになっているんですか。

○議長（田口好秋君）

市民福祉部長。

○市民福祉部長（田中昌弘君）

お答えいたします。

今回のスプリンクラーにつきましては、先ほど答弁したとおりで、大規模な介護施設ということで、国の補助事業の対象になります。ということで、グループホーム等については全て完備済み、今年度、今、申請をやっておりますので、この事業が完了すれば、スプリンクラー等の防災施設については完備済みになります。

昨年まで地域共生ステーションということでスプリンクラーの設置をいたしておりましたが、これにつきましては佐賀県独自の事業でございまして、国が所管するような大規模な施設ではなくて、宅老所、小規模のところがこの佐賀県独自の単独事業ということで、3カ年間、事業に取り組んでおります。これは消防法の改正がございまして、それに基づく県の補助だったと思います。

今現在、宅老所が17施設ございますけれども、8施設が今、スプリンクラーを設置してい

ると、あと2施設が今計画をされているという状況です。

あと、平成30年3月までの経過措置がございますので、それまで各施設でどうされるのか、対応を見守る必要性があらうかなと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

要するに、これは消防法によって平成30年3月までにしなければいけないみたいなところはあるというふうに理解をするわけなんですけど、これについては、では、県等が、いわゆる補助金等を出してやるということは完全にはないのかですよね。ですから、嬉野市でも17施設のうち8施設で、10施設はあるけれども、7施設がまだ残るわけですよね。これに対してどういうふうな市の考え方なのかが1点。

仮に、これは新しく、もうこういう既存の施設にないということですので、あれですけど、新しく施設をつくる場合ですよね。そういったときには完全にスプリンクラー等の施設がないと許可がおりないんじゃないかなというふうに思うんですが、そこら辺の、いわゆる施設に対するスプリンクラー等の補助等が適用されるのかどうか、そこら辺、重ねてお聞きをいたします。

○議長（田口好秋君）

市民福祉部長。

○市民福祉部長（田中昌弘君）

お答えいたします。

先ほど申しましたように、市内でも宅老所については整備ができていない施設がございます。そういうことで、恐らく県内の宅老所においては、完全に整備が終わっていないということは推測されますので、今後、10市の担当者会議等で、そこら辺については県のほうに要望してまいりたいというふうに考えております。

それと、基本的に福祉施設を許認可するのは、県が許認可をするわけですが、そこに、そういう施設等の火災等による被害があったということで、消防法の一部改正がなされたというふうに認識しております。

そういうことで、新設の場合にも、当然、スプリンクラーの整備というのが必須条件になってくるというのは間違いはないんじゃないかなとは思いますが、あくまでも、これまでも福祉施設の許認可については一定のスペースがあるものについては、県はそういう施設の認可をしてきた経緯がございますので、ただ、消防法の改正があったのは、これはもう全国的な問題ですので、これについては、そういう付帯条件がつくものと認識しております。

以上です。（「はい、わかりました。いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

次に、同じく27ページの1項、社会福祉費、8目、臨時福祉給付金費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。梶原睦也議員。

○13番（梶原睦也君）

この臨時福祉給付金、今回上がっている分は前年度分の償還金だと思いますけれども、これは何人分の償還金なのか、また、1人6,000円ですから、これで計算すれば大体わかるんですけれども、何人分の償還金なのか。

それと、前年度、全対象者に対する給付率というのはどれくらいだったのか。

それと、次年度については、この給付予定は、国の施策でありますけれども、動向についてはどのようになっているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

市民福祉部長。

○市民福祉部長（田中昌弘君）

お答えいたします。

この臨時福祉給付金の償還金につきましては、平成26年度の償還に当たります。平成26年度の支給対象者を5,900人ほど見込んでおりましたけれども、実際の給付は5,312人でした。ただ、支給者の中には5,000円の加算対象者も含まれていますので、加算者を換算すると420人から430人分程度かなというふうに認識しております。

対象者に対する給付率は、対象者数が6,978人でしたので、給付したのが5,312人でしたので、給付率は76.1%程度というふうになります。

それから、今年度は6,000円の支給をやっておりますが、次年度以降については、県のほうにも確認いたしましたけれども、今、国のほうからもまだ情報がないということで、現段階では未定というふうなことです。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

給付率が76.1%ということでございますけれども、これがきちっと相手の方に実際届かない部分というのと、それから、これは要らないという方とかもいらっしゃるのでしょうか。これについては追跡等までされるのかどうか。ああ、ごめんなさい、ごちゃごちゃなっ。

まず、相手先がわからない部分とかいうのは追跡までされるのか。

それと、もう私はいいですよという部分もあるのかどうか、この点について、そうなった場合にどういうふうな、この予算がそのまま返されるという形に、そういうのも上がってきているのかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

市民福祉部長。

○市民福祉部長（田中昌弘君）

お答えいたします。

あくまでも本人さんの申請ということですので、私が聞く限りでは、自分は要らないという方はいらっしゃらなかったと思います。ほとんどの方が見えられて申請をされたところが、例えば、扶養に入っておられたりして、敬老会あたりでそういう話があって、私ももらいに行かんばとって見えられて、ただ、子どもさんの扶養に入っておられて対象外であったとか、そういうケースはありました。

あと、申請に見えられなかった方までの、6,900人のリストを把握しておりませんので、追跡調査等をするすべはありませんでした。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

ああ、そうですね、申請ですから、そうですね。

そしたら、それを知らなかった人とかという、その制度をですよ。周知ができなくて、知らなくて、ああ、そういうのがあったら申請したいということで、後から申請するのがどこら辺まで可能なのか、これについてお伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

市民福祉部長。

○市民福祉部長（田中昌弘君）

あくまでも本人申請ということで、後で見えられたときに、年度内であれば対象にできるというような形で処理をしていると認識しております。（339ページで訂正）

以上です。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

次に、28ページの2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。梶原睦也議員。

○13番（梶原睦也君）

そしたら、委託料のところでもいいですかね。

○議長（田口好秋君）

はい、どうぞ。

○13番（梶原睦也君） 続

委託料ですね。これは2012年の子ども・子育て支援法で法改正があって、ことし4月から

この制度になったと思うんですけれども、施設型給付費というのは以前のやり方とどういふふうに変ったのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（池田秋弘君）

お答えいたします。

まず、今年度から子ども・子育て支援新制度が始まったわけですが、今まで保育所運営費と呼んでいたものが施設型給付費ということで名称が変わっております。

中身につきましては以前の保育所運営費と同じということで、中身につきましては保育単価の基本分と、あと各種の加算によって保育所の運営費が決定されるということになっております。

その加算の中身につきましては、保育士の処遇改善加算とか所長の設置加算、主任保育士の専任加算とか、事務職員の雇い上げ費加算とか、そういったものが含まれております。

そういった基本分と加算分を合計した金額に月の初日の園児数を乗じて、その月の保育所の運営費を決定しているということです。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

そしたら、結局、去年とですよ、1億幾らふえているじゃないですか。ここら辺については、この施設型給付というふうになったからふえたのか、ここら辺についての説明をお願いいたします。

○議長（田口好秋君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（池田秋弘君）

お答えいたします。

今回の補正で一番増額になった主なものにつきましては、延長保育の基本分、これは今まで別の項目から支出していたわけですが、新制度になって、この分が施設型給付費の中に組み入れられたということで、この分の金額が4,591万円ほど、あと保育士の処遇改善加算、この分が1,689万9,000円、それと昨年度の人事院勧告による影響、この分が1,075万9,000円、それとあと保育児童の数か4月から9月、6カ月間において昨年より82名ほどふえておりますので、この分も増額の要因となっているところです。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

そしたら、延長保育の分が大きくふえた部分がありますけど、これはほかのところからの分はもうなくて、こっちに入ってきたというふうに、単純に考えればいいわけですね。わかりました。

○議長（田口好秋君）

いいですか。

○13番（梶原睦也君） 続

それで結構です。

あとはというか、次に行って……

○議長（田口好秋君）

ちょっと待ってください。

ここで発言の訂正の申し出がっておりますので、許可いたします。市民福祉部長。

○市民福祉部長（田中昌弘君）

すみません。発言の訂正をお願いいたします。

先ほど梶原議員のほうから、福祉給付金の申請の受け付けをいつまでかということで、年度末ということで私はお答えいたしましたけれども、1月4日までが期限ということで、郵送の場合は1月4日の消印までということで訂正をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

梶原議員、次、19節、お願いします。梶原睦也議員。

○13番（梶原睦也君）

これはもう単純に。この広域認定こども園というのはどこなのか、この点だけお伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（池田秋弘君）

今現在、嬉野市内在住の方が市外の保育園とか認定こども園に入所されている方が12月末現在で59名いらっしゃいます。昨年度までは市外の保育所とか幼稚園とか預けられた場合は、全て広域の保育園ということで、全て委託料から支給していたわけですけど、新制度になりまして、市外の幼稚園とか認定こども園に預けられた場合は負担金から支出しなさいという県の通知があつておりまして、今回、負担金のほうで計上させていただいております。

今回、3名の方が市外の認定こども園に入所されておりまして、内訳は、武雄市の山内保育園、鹿島市の明朗幼稚園、長崎県の上長与こども園、それぞれお1人ずつ入所されており

ます。

以上です。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

次に、20節をどうぞ。梶原睦也議員。

○13番（梶原睦也君）

そしたら、高校生の医療費助成についてですね。これは現在、利用者がどの程度いらっしゃるのか——ごめんなさい、今回の分がどれくらいの方が受診されたのかという部分と、この利用状況についてはどうなのか、この周知徹底、ここら辺はできているのかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（池田秋弘君）

お答えいたします。

今年度の医療費助成の利用者数につきましては、4月から10月までの7カ月間で延べ申請件数が1,362件、申請者、これは保護者の方ですけど、申請者の延べ件数が379件となっております。

それと、利用状況ということで、この7カ月間の実績ですけど、延べ件数1,362件で、助成額が262万4,000円、このうち入院が7件、通院が1,355件となっております。

それと、認知度ということですけど、高校生につきましては昨年9月診療分から、助成は11月から開始したわけですけど、新しく移行したときには市内の班回覧とか市報、ホームページ等で周知を行いました。それとあと、市内の医療機関にこの制度のチラシを置いていただいて、医療機関でも説明をお願いしたところです。

そういうことで、昨年5カ月間の月平均の件数が92件で、今年度が月平均195件ということで2倍以上の申請件数になっておりますので、制度そのものは周知されているものと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

500円が自己負担ということになっているんですけど、薬はどういうふうになっていたんですかね。薬も含めて、どういうふうな形だったですか。

○議長（田口好秋君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（池田秋弘君）

お答えいたします。

就学前の子どもさんの医療費助成については、調剤は自己負担はありませんけど、小学生以上については、先ほど言われた500円をお願いしているところです。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

その500円というのは、例えば、病院にかかって病院代から500円払って、今度、調剤薬局のほうに行ってそこでまた500円という形、別個になるんですかね。そのところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（池田秋弘君）

お答えいたします。

就学前の子どもさんの医療費については現物支給ですので、通院で500円、入院で1,000円とか、その分を負担していただいて、小学校以上のお子さんについては償還払いということで、一旦、病院で2割とか3割の自己負担をしていただいた後、その領収書を持って申請をしていただくということになります。その申請をしていただいたときに、自己負担500円を超える部分について助成を行っているということです。（「いや、そうじゃなくて、そこはわかっているんですけど、今、高校生の分を追求しているので、例えば、高校生が受診した場合ですよ、いいですか、これ、ちょっとあれで」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

はい。梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

病院に行くじゃないですか。病院代も発生して、今度、薬局も発生するじゃないですか。そこをどういう、500円、500円なのか、それとも一遍に500円の自己負担に、その部分をお聞きしたい。

○議長（田口好秋君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（池田秋弘君）

すみません。一月500円ということです。（「ああ、全て」と呼ぶ者あり）はい。（「どこの医療機関とか関係なしに」と呼ぶ者あり）そうです。（「ああ、わかりました。いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

次に、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

今の説明で大体わかったんですが、1点だけですね。

例えば、先ほどの説明でいきますと、昨年、月平均が92件、ことしが195件があったわけですね。そういう中で、当然、負担金が足りないから今回の補正ということだろうというふうに思うわけですが、これはたしか高校生に限らず18歳までということになっていると思います。ですね。そういう中で、他市町村ではそういう事例がないところ、たくさんあるわけですね。

これは条件として、多分、住所が嬉野市にあれば負担を受けられるというふうな条例だったというふうに理解をするわけですが、そのために、例えば、嬉野市へ来て受診をするというふうなことでふえているということはないですかね。ただ、周知の徹底のみで、これだけ件数がふえたということで理解をしていいのかどうか、その点だけ確認をしたいというふうに思いますけど。

○議長（田口好秋君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（池田秋弘君）

お答えいたします。

確かに助成対象者は嬉野市内在住の方ということになっております。

確かに受診するために市内に住所を移されるという、そこら辺まではちょっとこちらのほうでは承知しておりませんので、わかりませんが、あくまで市内の方が受診していただいているものと理解しているところです。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

人口増ということで、あれなんですけど、要するにそのときだけのね、例えば、高校に行かない——行かないってあれなんですけど、高校に行っていない方とかが、いわゆる住所だけを嬉野市内に移すというかな、ある程度、身寄りのところへ移して、いわゆるこういった施策に対してということが、これはあるよその自治体ではそういうふうなことも懸念をされて、そういうふうなことがあるからということで若干変更されたという例もお聞きをしております。

そういったところで、これは慎重に、非常にいいことなんですけど、そういった例が非常に見受けられるとすれば問題もあるので、そこら辺、若干の検証を私はお願いしたいというふうに思いますけど、いかがですか。

○議長（田口好秋君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（池田秋弘君）

お答えいたします。

今、議員おっしゃられたように、ほかの市町、高校生まで助成を行っているところ、うちより先に助成を行ったところの話として、そういった話を聞いたこともあります。

ただ、あくまで市内に住所を置かれている方に対する助成となっておりますので、そこをどうやって検証するかというのが非常に難しいところがあると思いますけど、申請書あたりでチェックできるのであれば、チェックをしていきながら、そういう防止に努めていければというふうに考えております。

以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

次に、30ページの3項、生活保護費、1目、生活保護総務費についての質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。梶原睦也議員。

○13番（梶原睦也君）

生活保護費の償還金、これの詳細説明ということで質問を出していますけれども、去年の平成26年7月に生活保護法の一部改正によりまして、そういった不正等の追及というか、そこら辺がちょっと厳しくなったと思うんですけども、そういったことで今回、この法改正によってこれが出てきたのかどうか、これについてお伺いしたいと、ここら辺についても、中身についてもお伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

市民福祉部長。

○市民福祉部長（田中昌弘君）

お答えいたします。

生活保護費の償還金につきましては、今年1,671万8,000円ということで、去年は、平成25年度分は605万5,000円ということで、去年の償還からしますと1,000万円を超える額が増額になっているというふうなことでございます。

ただ一方で、平成26年度の生活保護費の決算が5億3,622万9,000円という形で、その中の68%、約70%が医療扶助というふうな形になります。3億4,740万9,000円が医療扶助というふうな形になります。

医療扶助の動向によって、この扶助額が大きく変わってくるというような形になります。一般の方は保険適用の場合、例えば、1カ月100万円かかれば30万円の負担で済むわけですが、ここの場合は100%負担ということで、100万円を診療報酬として支払うというような形になりますので、手術とか長期入院が重なったりした場合は相当な額の費用負担というような形で、医療扶助だけでも平成26年度では約3,000万円弱が毎月支払いをしていたと

ということで、担当としては、補助金申請をする際には一定の額を見込んで補助金をいただくと、いただいた後に決算でもってお返しをするというふうな事務の方法をやっております。

昨年、確かに扶助費の減額みたいなのところがありましたけれども、それについては、それでもって保護の方から苦情等があってトラブルがあったということはありませんので、その範囲内で生活をしていただいているものというふうに認識をしております。

そういうことで、生活保護の償還につきましては、医療扶助の額が余りにも大きく動くというのが一つの要因でございますので、それによる償還というような形で認識をしていただければと思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

そしたら、特別、去年の法改正によって厳しくなってしまうという状況ではないということですね。変動はあると。

1点だけ、すみません。例えば、そういう中で、今、返還ということがありましたけれども、生活保護の方が交通事故に遭って、相手の保険から出ると。自分がとりあえず、生活保護者の方は国保じゃないので、100%、医療機関に生活保護費から出るんですけども、そういった場合に、生活保護の方に保険請求が——相手のですよ、相手の保険の支払い等出た場合はどういった扱いになるのか。この法改正のとき、これをちょっといろいろしていたら、その部分も役所のほうから民間の保険会社に請求するというふうな形で、それで返還金として上がってくるというような、ちょっとそういう項目があったんですけど、そこらについて嬉野市ではどのようにされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

市民福祉部長。

○市民福祉部長（田中昌弘君）

交通事故等も含めた保険請求というふうな形になりますが、市のほうから保険会社に請求するということはありません。あくまでも本人さんが申請をしていただくと。（347ページで訂正）

本人さんから申請をしていただいて、以前、昨年1件あったんですが、交通事故で亡くなった場合の死亡保険金等を相続の方が受け取られて、その保護期間中については保険金が入ってきた分は収入とみなしますので、そこで生活保護の扶助をした分については法に基づく償還をしていただいたというふうな形になります。

そういうことで、市が直接、保険会社に保険請求するということはありませんが、あくまでも本人さん、もしくは相続人が保険会社に請求をしていただくと。（347ページで訂正）

それをもって、今の事例は亡くなられた事例ですが、交通事故を起こされた日から亡くなられるまでの間は生活扶助として保護費を支給しておりましたので、その分については保険金がおりました時点で、その保険金については収入額というふうな認定をするようになっておりますので、事故があった日から亡くなられた期間に支出した生活扶助費については返還をしていただいたという事例はあります。

以上です。

○議長（田口好秋君）

梶原議員。

○13番（梶原睦也君）

さっきのその質問で、そしたら、国保には戻さないということになるわけですか。その点だけ。

○議長（田口好秋君）

市民福祉部長。

○市民福祉部長（田中昌弘君）

生活扶助につきましては、国保に加入しておりませんので、先ほど申しましたように、100%、医療を扶助しております。

以上です。（「わかりました。いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

これで歳出26ページから30ページまでの第3款、民生費についての質疑を終わります。

次に、歳出31ページから32ページまでの第4款、衛生費について質疑を行います。

31ページの1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。川内聖二議員。

○3番（川内聖二君）

今回、こころにやさしいAED費と申しまして、2台分の購入と説明を受けましたが、2施設にAEDを設置するということですよ。それとあと何施設、残りですよ、AEDを設置していない施設があるのかをお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（染川健志君）

お答えいたします。

今度こちらに予算で計上させていただいているのは、AEDの、2福祉施設からの相談によりまして予算を計上させていただいております。具体的には、グループホーム、それからデイサービスをされている施設のほうから相談をいただいております。

それで、現状、福祉施設については、高齢者福祉施設など29施設、嬉野市内にあります。

そのうち、12月10日現在で確認をとったところ、病院に併設されている福祉施設を含め14施設がAEDを設置されております。残り15施設は未設置ということで確認をしております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

わかりました。

残り15施設がまだ設置していないということなんですけど、これは義務化ではないんですかね。お尋ねします。

○議長（田口好秋君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（染川健志君）

お答えいたします。

施設が設置をするという義務はないです。

以上です。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

では、義務ではないということですが、先ほどのスプリンクラーと一緒に人命にかかわると思いますので、やっぱり行政のほうから、この施設は設置がしてあって、ここはないというのはちょっとあれですので、指導を行政側のほうからでもしていただき、このような予算を使って設置していただくようにしていただきたいと要望いたします。

以上です。

○議長（田口好秋君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（染川健志君）

議員の御発言のとおり、AEDを設置していない施設が15施設ほどございます。その施設につきましては、今後、周知も図っていきたいというふうに思っておりますので、安心・安全のためにAEDの購入の助成を図っていきたいと思います。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

ここで先ほどの答弁の中での訂正の申し出があっておりますので、申し出を許可いたします。市民福祉部長。

○市民福祉部長（田中昌弘君）

たびたびすみません。

先ほど梶原議員の質問で、保険請求の件での質問で、私は本人、もしくは相続人が請求するというような形で答弁をいたしましたけれども、原則は本人からの請求というのが原則ですけれども、先ほど議員発言されましたように、今回の法改正で市も請求することができるというようなことに改正がなされているとのことですので、訂正方よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（田口好秋君）

これで歳出31ページから32ページまでの第4款、衛生費についての質疑を終わります。
議案質疑の議事の途中ですが、ここで13時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（田口好秋君）

それでは、休憩前に引き続き議案質疑の議事を続けます。

まず、歳出33ページから35ページまでの第6款、農林水産業費について質疑を行います。

33ページの1項、農業費、3目、農業振興費について質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、山口政人議員。

○10番（山口政人君）

地域集積協力金交付事業ですが、まず、この件につきましては、国が10年後には8割の集積率を目指すというような目標を掲げておりますけど、市の集積率の目標はどのくらいを想定していらっしゃるのか。それで、現在の集積率までわかればお示ししたいと思えます。

それから、責任の所在はどこかということなんですが、いわゆる機構とか市、J A、農業委員会まで加わってればそうですけど、このあたりの土地の問題につきましてはいろいろなトラブルがあるわけですけど、そういったときの責任の所在といえますか、それはどこなのかと。

それから、3番目が、機構と市、J A、農業委員会を含めて、業務の分担、これがどうなっているのかと。

それから、集積率が悪いということになれば、P R 不足ではないかと、これは今後いかにしてどのようにして持っていくかということだけをお答え願ひたいと思えます。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

それでは、お答えいたします。

まず、1点目の集積率の市の目標ということでございますけれども、今現在、市内に17の集落営農組織がございますが、そのうち6組織が既に農事組合法人となっております。17組織が担う水田の面積で521ヘクタールございます。それは農地中間管理事業を活用できる農地として認識をしております、この分の市内の水田に占める面積割合は38.2%となっております。ただ、市の目標といたしまして掲げる数字はまだ出しておりませんが、今後、中山間地域を含めまして、各集落で地域の集積を図られるものなのか、その検討をしていただきながら、その分は面積として追加をしていきたいということで考えております。

それと、2点目の責任の所在でございますけれども、中間管理機構等と契約等いたしまして、その後、諸事情により貸し手、借り手ができなくなったとか、そういう事態が発生した場合、新たな借り受け者が出てくるまでは、最長2年間なんでございますけれども、その中間管理機構が管理を行うこととなっております。その間の小作料につきましては、機構から農地の所有者に支払いをするということで取り決めがなされているところでございます。そしてまた、2年経過いたしまして、借り受け者が見つからない場合には、その農地所有者に農地は返還されるという制度上となっております。

それと、3点目の機構、市、JA、農業委員会等の業務分担についてでございますけれども、あくまでも基本は県の中間管理機構が担任をしております。その機構において、中管理事業の推進、普及、それと、出し手、受け手の調整、それと、農地集積計画等の作成、それと農地の配分計画の認可申請等を行っているところでございます。

一方、市役所におきましては、農林課、また農業委員会の窓口で貸し付け、それと借り受け、その申し出の受け付け事務を担当しております。

それと、事業の周知については、機構、市役所ともにそれぞれ方法をとって活用しているところでございます。

JA、佐賀県農業協同組合におかれましては、集落座談会や各種集会において、この事業についておつなぎをいただいているところでございます。

それと、集積事業のPRについてでございますけれども、この事業が平成26年度からスタートをしております。市役所におきましては、市報への掲載、それと、昨年11月に市内全農家へ事業を説明したパンフレットを郵送しております。それと、本年になりましても、市報への掲載、それと、先月11月に機構から提供のあったその事業周知のポスターを行政囑託員の皆様にお配りをしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（田口好秋君）

山口政人議員。

○10番（山口政人君）

大体わかりました。ここで農業委員会の役割というのはございますでしょうか。

それと、いわゆるPR不足ではないかというようなことを私は申しましたけど、やはり推進をする地域のマンパワーの発掘ですか、そういった方がやはり必要ではないかと。それと、いろいろなPRをやっているというんですけど、農家なんかまではなかなか浸透をしていないんじゃないかなというような気がいたします。

その2点をお答え願いたいと思います。

○議長（田口好秋君）

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（宮田誠吾君）

お答えいたします。

農業委員会の役割ということでございますけれども、農業経営基盤強化促進を地場事業の解約とか利用権の設定ですね、この分についての、今、農林課長が申しましたように、受付の窓口等の業務を行っているところでございます。

それとあと、また今後、嬉野町のほうにおきましても、こういうふうな農地中間管理機構の預け入れ等の事例が出てまいりました場合につきましても、嬉野庁舎のほうには農林課の窓口はございませんので、農業委員会のほうが窓口になりまして、農林課のほうへの担当へ送付をするような事業をやっていきたくて考えております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

後段の件についてお答えいたします。

PRについてでございますけれども、マンパワー不足は議員おっしゃるように、なかなか見つからないという中で、機構の中に専門員として担っておられる方はいらっしゃいます。各地域から問い合わせ等、説明会等あった場合、その方々とともに説明をしたりということもやっておりますけれども、なかなかやはり各地域で核となられる担い手といいますか、まとめ役といいますか、そういう方を今後も関係団体と一緒に頑張って見つけてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口政人議員。

○10番（山口政人君）

いわゆる新聞記事にこういったものが載っていたんですよ。実際にあったというふうに思いますが、宮崎県のある集落では9割以上の農家が農地バンクへの土地の貸し出しに同意

したと。ただ、多くは再び農地バンクから土地を借りて、以前と同様にみずからの農地を耕作し続けていると。集積金をもらってですね。これは農水省もこうした現状を事実上容認しているというようなことなんです、こういったことが本当にできるのかどうなのか、そこら辺まで。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えいたします。

せんだってお尋ねがあつてから、私も県の農業公社を通じまして宮崎県の公社に問い合わせをしていただきまして、新聞記事はちょっと語弊もあるということだったんですが、制度的には基本的に受け手のほうが地域で受けるという形の協定なりそういうものをつくってやっておられると。ただ、確かに出されるほう、それと受けるほう、もちろん農業に専ら従事されている方が受け手になるんでございますけれども、実際そういう運用でやっておられるということでお聞きをいたしました。

以上です。

○議長（田口好秋君）

次に、有害鳥獣をどうぞ。山口政人議員。

○10番（山口政人君）

この有害鳥獣につきましては、イノシシの捕獲の補助金、これは国の補助金が途中で打ち切られたというようなことを聞いておりますが、今後どのようにするのか。

それから、農地を守っているため池、これについてもイノシシの捕獲の補助金、これができないのかどうなのか、その2点をお願いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

まず1点目の国の補助事業が途中で打ち切られるということでございますけれども、基本的に、国の補助事業につきましては、鹿島と太良の広域協議会で三、四町で運用しておる中でございますけれども、大体、通年4月から3月までの期間の事業について対応をしておたわけでございますけれども、今年度につきましては、要望をしていた額の約半分ぐらいしか現在配分をされておりません。また、例年に比べまして、補正予算を出しておるよう、捕獲頭数も増加をしております。そういうことで、予算が不足しておりまして、この期間を当初、来年3月までの予定を現在は10月末までに短縮をいたしまして実施をすることとなっております。

ただ、今後の対応につきましても、国が補正予算を検討しているという情報も県のほうから得ておりますので、引き続き要望を情報収集しながら、追加配分について準備を進めていきたいと考えております。

それと、2点目のため池についてございますけど、ため池のみという話であれば、やはり今の制度上、オーケーとは言えないんでございますけれども、周りの農地と連担をして、そこも電柵、ワイヤーメッシュ等をやったほうが事業効果が上がるというのであれば、それも含めて採択はされるということで考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

いいですか。

それでは次に、増田朝子議員。

○4番（増田朝子君）

では、同じく農業振興費のことの補助金で、19節の負担金、補助金及び交付金の、私は先に有害鳥獣の件から質問させていただきます。

資料は8ページですけれども、こちらに補正前の頭数とか補正後の頭数とかありますけど、この中で、免許取得者の人数を、ここ最近のを教えていただきたいと思えます。が1点と、あと、これだけ多くのイノシシとかアライグマとか捕獲されていますけれども、処理はどうされていますでしょうかという、まず2点お尋ねします。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

まず、1点目の免許の取得者の人数でございますけど、今年度になって新規で取得された方は1名です。それと、現在、市内で免許をお持ちの方は計51名いらっしゃいます。

それと、捕獲後の処理についてでございますけれども、鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等々の中で、基本的に狩猟者が処理をしていただくということとなっております。例えば食用にするとか、それとか、どうしても搬出できないものであれば、近隣の場所に埋設をするというような処理方法でやっておられるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

ただいま免許取得者の方が、今年度の新しい方が1名と、市内全域では51名免許を持たれる方がいらっしゃるということですが、こちらはその人数で捕獲されていると思うん

ですけれども、今後ますます捕獲量もふえると思いますので、以前から課題として上がっていますけれども、免許取得者の方をもっとふやしていただきたいと思いますけれども、そのことに対して市としての、担当課としての皆さんに対しての働きかけとか、どんなふうに行われているかということと、あと捕獲後の処理もですけれども、これだけの頭数を捕獲者のあれで食用にされるか、埋められているということですが、本当にこれだけの――何割ぐらいが食用になって、何割ぐらいが埋められているかということもちょっと気になるところなんですけれども、そこもやっぱり会の方と、本当に今後どうして処理をするかということも今後話し合っていくべきじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

まず、1点目の捕獲者の確保につきましては、猟友会等の総会等の中でも、やはり少なくとも1行政区に1人は欲しいといたしますか、もっと多くがいいんでしょうけれども、まだそこまで至っていない状況でございますので、私お会いする目ぼしき方にはお願いをしているところでございますけれども、なかなか新規の免許取得者の増加には至っていないという状況でございます。

それと、2点目の食用と埋設の割合といたしますか、その数につきましては、ちょっと今、把握をしておりません、申しわけありません。話し合いにつきましても、猟友会等と今後も詰めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

免許取得者の方にも、よく本当にもうイノシシが出て困って、もうどがんしょうもなかとかよく言われるんですけれども、やっぱり自分たちの田畑とか、自分たちで守ってもらうためには、そういうふうには免許取得者の方も、先ほど言われますように、行政区には何人かずついていただくように、本当にそこをしていかないと、ますますイノシシ被害というのは減らないかと思うので、そこも随時ずっと推進していただきたいと思いますと思うことが1点と、先ほど処理の仕方ですけれども、本当にこれだけのイノシシの頭数が捕獲はされていますけれども、ちょっと一般市民からすると、本当にどんなにされているかなと思うので、私も何回か食用にされたものをちょっといただいたことがあるんですけれども、それだけでは、ちょっと食用にだけでは賄い切れないんじゃないかなと思って質問させていただきましたけれども、このことも、やっぱり今後猟友会の方と御相談していただいてきちんとした処理の

仕方をさせていただきたいと思います。

じゃ、次の質問に移らせていただきます。

次は、機構集積協力金交付事業ということで、資料としては9ページですけれども、こちらはず、農地中間管理機構の事業内容を御説明いただきたいのと、あと、そこの中で出てきます地域集積協力金とか経営転換協力金、耕作者集積協力金というのを御説明をお願いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

まず、1点目の農地中間管理機構の事業内容についてでございますけど、佐賀県における農地中間管理機構でございますが、それにつきましては、県の農業公社が担当をしております。この機構において、農地中管理事業の推進、それと普及、それと出し手、受け手の調整、それと農地の集積計画の作成や各書類等の、認可書類の作成の事務を行っておられます。

次に、地域集積協力金についてでございますけれども、これにつきましては、農地を中間管理機構へ新規に農業の担い手へ集積される農地を10年以上貸し付けたその地域に、個人ではなく地域に交付されます。それは、地域の農地の面積のうちで、その割合に応じて交付単価は変わってきております。

それと次に、経営転換協力金でございますけれども、これは農地を貸し出す方、その個人がお持ちである全ての農地、それを10年以上貸し付け、また、その農地が機構から借り受けられる希望者があった場合、それを各出された農業者に交付をされます。

それと次に、耕作者集積協力金でございますけれども、先ほどは農地を貸す方の全ての農地をと申しましたけど、この耕作者集積協力金は、一部はまだ自分がつくと。その一部を貸し付けるというような方に支払われる交付金でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

まず、農地中間管理機構ということで御説明いただきましたけれども、これは、県が集積機構と御答弁いただきましたけれども、これ自体の、まず事務所は県の中でどこになりますでしょうかというお尋ねと、もう一回ちょっと先ほどの確認なんですけれども、地域集約協力金は新規の方が10年以上、地域の方に交付金をお出しするという分で、ちょっと確認なんですけれども、ということよろしいですかね。（「受ける地域」と呼ぶ者あり）受ける地域ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）先ほど言われたのは、新しく法人化されるところで

すかね。ここら辺がちょっと私には難しくてですね。もう一度ちょっと詳しくわかりやすく御説明いただきたいんですけども、3点をですね。

2点目が、経営転換協力金というのが、全てを機構のほうに貸し出すということでよろしいんですかね。それで10年以上、全てをですね。

3点目の耕作者集積協力金というのが、一部はつくるけど、一部はもう機構のほうに貸し出したいという事業ということで認識していいんですかね。ちょっとすみません、もう一回わかりやすく御説明いただければと思います。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えいたします。

まず、機構のある場所についてでございますけど、佐賀市の佐賀の総合庁舎、その中に機構はございます。

それと、各協力金の説明でございますけど、地域集積協力金は農業法人のみではなく、例えば認定農業者等でもオーケーでございます。ただ、10年以上貸し付けをされたら、その地域に交付をされるということでございます。

それと、経営転換協力金は、先ほど申しましたように、持っている全ての農地を貸し出すということでございます。

それともう1つ、耕作者集積協力金は、一部は自分がつくると、あと残りを貸し出しするという方に交付をされるということでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

じゃ、もう一回ちょっと再度確認なんですけれども、1番の地域集約協力金が地域とのやりとりということと、じゃ、2番目の経営転換協力金は全てをとということですね。それは、個人でいいわけですかね。個人が全て自分の持ち物、田畑をお貸しすると、これは全て何かの、先ほど言いましたように法人化とかそうじゃなくて、もう個人での申請でいいわけですかね。3番の耕作者集積協力金も一部ということは、つくるけど一部はお貸ししますということで、個人での申請でいいんですかねというお尋ねと、もう1つ、この事業自体が進めるに当たっての課題というのをお尋ねしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

個人が貸し付けるといいますか、個人は中間管理機構に貸し出すわけですね。（「管理機構に」と呼ぶ者あり）はい。個人の農地をですね。（「個人から中間機構に」と呼ぶ者あり）はい。それで、貸し出した方に経営転換協力金なり耕作者集積協力金は交付されるということでございます。ただ、それに対して、借り受け者がいないと成り立ちはしません。

それと、この事業の課題でございますけど、先ほども申しましたように、農地を貸したいという方がいらっしゃるっても、それを借り受ける希望者がいない場合はこの事業は成り立たない状況でございます。それとまた、相続がされていない農地、先代の名義とか、なかなか相続がされていない、そういう農地につきましては、相続権者の同意がかなり数多くなったりもします。この手続に添付する書類等も多くなりますので、そこら辺が課題と申しますか、あるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

はい、どうぞ。増田議員。

○4番（増田朝子君）

じゃ、次に、中山間地域担い手農地集積促進事業ですけれども、この説明書は10ページになります。こちらの事業の、まず事業の詳細説明をお伺いします。

それと、これは新規事業になりますけれども、事業の継続はどうでしょうかというお尋ねです。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

まず、事業についてでございますけど、これにつきましては、今年度6月の県の新規の事業として発足をしております。県の単独事業として発足をしております。

内容につきましては、平たん地に比べ、中山間地は傾斜地が多くて圃場の条件も悪いというような中で、農地の集積をできるだけ図っていきながら、農業生産性の継続、それと、優良農地につきましては担い手への集積、また継承を図るためできておる事業でございます。

先ほどと似たような事業でございますけど、中山間地域におきまして、農地を出す方、貸す方ですね、それと受ける方、借りる方のそれぞれに反当1万円、県費でございますけど、交付をする事業でございます。

それと、事業の継続につきましては、この事業の計画は今のところ30年度までということでお聞きをしております。

以上、お答えといたします。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

今、御説明いただきましたけれども、こちらはお互い貸し手と借り手の、出し手、受け手の双方でありますけれども、この交渉的にはもう1対1で、個人対個人とするものでしょうか。それとも、間に誰か、例えば行政の方が入っていただくとか、そういうことでしょうかというお尋ねと、あと46万円の補正が上がっていますけれども、この積算をお尋ねします。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

受け手、出し手の交渉といえますか、どの手続をやっていくのかということでございますけど、今回、補正予算に上げている部分は、ことしの6月にその制度が県のほうでできまして、まだ周知ができていないということで、4月から8月までに、例えば個人で利用権設定をされた契約者、農地の利用権を貸すということで契約をされるわけですけど、それをされた方、それと、売買で所有権が移転された方、その分につきまして、今回、補正予算として計上をしております。

今後と申しますか、今からは、基本的に先ほどの農地中間管理事業と同じで、中間管理機構へ出し手ということで提出をされて、機構が中に入って受け手に貸していくと。国の事業と同じ県の事業を上乗せしていくような形になります。ですから、どちらも中間管理機構を通していくと。ただ、今回、補正予算で上げている分は時期的に間に合っていないので、PRもできていないので救済をするということで計上をしております。

それで、今回の内訳でございますけど、利用権の設定をされていた方が5名、売買に該当された方が2名、また面積に応じて10アール当たり1万円ということで計上をしております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

増田議員。

○4番（増田朝子君）

ちょっと確認させていただくんですけれども、今回の補正に上げられているこの46万円というのは、過去においてそういうふうにされていた方への貸し借りをされていた方とか売買をされた方が5名と2名ということで理解していいんでしょうかね。

ちょっと本当に基本的なあれで申しわけないんですが、よく自分につくれなから、どなたかにちょっとつくってもらいよんもんねという方のことだと私は理解しているんですけれども、そしたら、例えば農業従事者じゃなくても、ある方のをちょっとつくらせてもらって

いるとか貸してもらっているとかという方は対象じゃないということで、ちょっと確認をさせていただきます。どんなでしょうかね。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

過去に利用権設定とかいう話ではなくて、あくまでことしの4月から、制度が6月からできておりますので、今年度の4月から8月まで、その間に利用権設定及び所有権移転が売買等でなされたのが対象となっております。

それと、口約束と申しますか、貸すとか借りるとか、そういう方々には今後はやはり中間管理機構を通してでないとその事業に該当はいたしません。

以上です。

○議長（田口好秋君）

次に、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

順を追って質問をしたいと思っておりますけれども、まず1番目、①で書いております。いわゆる鹿島藤津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会、これの補助金と、もう1つは、有害鳥獣被害防除対策事業、これは市の単独事業の補助金の増額なんですけど、これ、詳細説明と書いておりますけど、意味はわかります。要するにとれたからということなんですけど、これの、いわゆる支払い時期、要するにこれは両方とも、いわゆる鹿島の広域のほう、嬉野単独のほう、猟友会さんのほうへとれた分としてお支払いをされているというふうに理解をするわけですが、それについての支払いの時期等について、まず、お教えをいただきたいと思っております。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

捕獲報奨金の支払いの時期でございますけど、協議会で扱っておる国庫補助の分につきましては、先ほども申しましたように、要望額よりかなり下回った割り当てしかあっていないというような中で、国とまだ要望協議もやっておる中でございますけれども、それと、それにプラスして県の補助金の分もございます。それにつきましては、来年の2月の県議会で予算確保が、そちらも不足しておるので必要だということでございます。県から各協議会への支払いは議会終了後だとお聞きしておりますが、なるべく早くということで要望はしております。ただ、それが2月から3月ぐらいになるのではないかと連絡もっております。

それと、その後に協議会から各猟友会への支払いはなっていくというような流れではない

かと思えます。

それと、市の単独分、それにつきましては、4月から7月までに捕獲された分は8月27日、それと、8月から10月捕獲分は11月26日に各猟友会でお支払いをいたしております。ですので、その分については、既に各会員の方に届いているのではないかと思います。

それと、今後11月から来年3月分につきましては、来年の4月、5月ぐらいになるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中政司君。

○14番（田中政司君）

そしたら、国、要するに鹿島の広域のほうに関しては、いわゆるもう4月からこれ、始まっているわけですね。狩猟、いわゆる駆除期間というのが4月から10月までで、その分に関しての、いわゆる補助対象ということで始まっているわけなんですけど、支払いというのは、もうはっきり言って1年後というふうな形になるわけですか。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えいたします。

その点につきましても、私どももなるだけ概算払いでもできないかということで、県、国にお願いをしておる中でございますけど、なかなかまだいい返事はもらえないという状況でございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

市長、これ、本当イノシシって大変で、とにかく市民の人の、もう安心・安全というか、そこら辺のところまで来ているわけですね。住民に対しても危害を与えるぐらいのところまで来ている。そういう中で、猟友会の皆さんには、とにかくお願いしますということで駆除をお願いしているわけですよ。そういう中で、市の単独の分に関しては、今大体3カ月後ぐらいで支払いができています。でも、国の駆除期間の4月から始まっている国の制度に対してそういう支払いの方法というのは、非常にこれ、私おかしいと思うわけですよ。ここら辺、やっぱり市、町として、県、国あたりに、やっぱりそこら辺概算払い等の要求はぜひお願いをするべきだと思いますけど、市長いかがですか。

○議長（田口好秋君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

先月の末だったと思いますけれども、熊本のほうで九州の国有林の会がありまして、その席でもそれぞれの市町から発言があったところでございまして、私どものほうはまだイノシシだけでございますけど、ほか九州全部、イノシシと鹿の被害が非常に多くて鹿が広範囲に出ているということで、イノシシよりも鹿の被害が深刻だというふうな状況でございまして、そういう中で今おっしゃったように、やはり駆除については現場で取り組まなくてはならないわけでございますので、私どもといたしましては、もちろん補助金の額もそうでございますけれども、年間を通じてしっかりとれるように国ももう一回検討してほしいということでお話をしてきたところでございまして、そういう点で、機会があれば、またいろんな形で訴えてまいりたいなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員、次に行ってください。

○14番（田中政司君）

次よかですかね。

○議長（田口好秋君）

はい、お願いします。

○14番（田中政司君） 続

今のことに関しては、やはり餌代等もかなり猟友会さんにかかるわけですので、ぜひお願いをしておきたいと思います。

次、青年就農給付金のことなんですが、いわゆる今回減額ということで、これ、たしか前倒しして、当初予算やったかな、補正かな、27年度を先食いしてやるというふうなことで、ちょっと非常に私もそのときに考えがようわからんやったとですけど、今回の減額というのが、要因、要するにこれは人数が減った等々あるかと思いますが、そこら辺について若干説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

青年就農給付金につきましては、さきの3月議会の折に、国の経済対策によりまして、前倒しで給付するようにと指示がありまして、その分が、26年度の残予算と、新たに、この経済対策で来た金額をプラスいたしまして2,025万円を繰越予算としておりました。ただ、そ

れと並行いたしまして新年度予算、27年度予算の作成がそちらが先でございましたので、ダブった形で両方ともになっておる状況でございました。その分は最終的に、9月、12月まで待って、新たに新規就農者、青年就農給付金を交付するような方が出てきた場合に備えまして現状まで至っておりますけど、今回その繰越予算で対応した分を減額しているところでございます。

その内訳といたしまして、通常、年に2回支払いをしているわけでございますけど、1回のみ支払いをしている方が75万円の6名ですね。それと、2回とも、もうお支払いを12月までのうちに支払いをする方が9名、それは合わせて150万円ですね、2回分ですから。それで9名の1,350万円ですね。それと、夫婦で受給されている方は1組いらっしゃいますので、その方が225万円の1組、合わせて2,025万円を既に繰り越している予算から支払いをしたということで27年度の予算を今回減額させていただくということでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

そがんことですね。そしたら、要するに人数的に変わっておらんということですね。理解しました。後でよかです。そしたら、資料ばよかですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。そしたら、よかです。

では、次に移ってよかですかね。

○議長（田口好秋君）

はい、どうぞ。

○14番（田中政司君）続

それでは、次なんですけれども、中山間地域の担い手促進対策事業ということなんですけど、これについては先ほどの質問あったわけなんですけど、すみません、もう勉強不足で申しわけありませんけれども、この中の、いわゆるこれは県単事業なんですけど、中山間地の規定、どこからどこまでが中山間地なのか、中山間地の、いわゆる協定を結んでいるところが中山間地なのか、あるいは担い手の規定、ここら辺、あと面積の上限等があるようでしたら説明をお願いしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

中山間地域の農地集積促進事業でございますけど、先ほど申しましたように、目的がございまして、そのエリアと申しますか、それにつきましては、議員御発言のように、まず、中

山間地域直接支払をされている地区はもう間違いなくオーケーだということですね。ですから、その採択要件といたしましては、傾斜角度と勾配、それも一緒でございます。あくまでも農振地域ですね。

それと、中身につきましては、先ほど御説明をいたしましたように、10アール当たり1万円と、出し手、受け手となっております。

それと、面積の上限等はありません。予算の範囲内ということでお聞きをしております。（「担い手の規定」と呼ぶ者あり）担い手の規定も、地区、例えば地域で受けるとか、それと認定農業者というのもございます。それとあと、基本的には農業に専ら従事をされる方、そういう認定農業者等でなくても大丈夫だということでお聞きをしております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

要するに、これは個人でいいわけですよ、農家、今の説明でいくと。中山間地の規定というのは、中山間地域の交付金を受けている地域で、今の話でいくと、それ同等の地形であればいいということですね。地域の地区で入っていないなくても、それなりの地域であればオーケーだというふうに理解をします。

問題なのは、4月から8月までに、いわゆる利用権設定をされた方ということなんです。そういう中で、茶園の場合はやはり5年とか8年とか、あるいは10年とかというふうなことで利用権設定を行うわけですね。そういう中で、これは今、先ほどの議員のあれでいきますと、以前にあって、たまたま本年、その利用権の書きかえがあったという場合と30年までということなんです、30年までにはもう書きかえも何もないというところで、非常にこれは不公平が生まれてくるわけなんです。だから、去年やったけれども、例えばもう5年間、あるいは8年間の利用権の設定をやっているから、これ、来ないわけですよ。今のところ、いけばですよ、30年までのこの期間の中には、そういう利用権設定の書きかえも何もないということになります。全くだからこれは、新たなということなのかどうか、そこら辺の考え方というのをお聞きしたいと思いますけど。

○議長（田口好秋君）

暫時休憩します。

午後1時53分 休憩

午後1時53分 再開

○議長（田口好秋君）

再開します。

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

既に利用権設定等がなされておる中でという御質問でございますけど、基本的には新規に契約された方が対象ということでございますが、結局これも先ほど申しましたように、農地中間管理機構を中に入れてやる事業でございます。今現在、利用権設定をされている契約を一遍解約されて、管理機構を通した形でされれば、その対象にはなるということでお聞きしております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

非常にそこら辺が先ほどの綾町みたいなことなことですかね。多分いろいろ出てくるじゃないかなと思うんですよ。というのはね、今借りているけれども、もう合わんけん返そうかなというのが実態なんですよ、はっきり申し上げて。でも、それがここでこういうふうな、仮に貸し手、借り手に幾らか分の、本当に微々たるものかもわかりませんが、あれば、じゃ、続けようかなということにもなろうかと思うんですよ。ですから、そこら辺のあり方というの、今後、当然考えなければいけないとは思いますが。そういうところで、ちょっと決まりは決まりとしていろいろあるでしょうけれども、よりよい貸し手、借り手の方法をぜひ市役所のほうでも考えていただきたいということだけは要望しておきたいというふうに思います。

○議長（田口好秋君）

次に、西村信夫議員。

○16番（西村信夫君）

私のほうからは33ページの農業費、農業振興費の19節の負担金、補助及び交付金の中の機構集積協力金交付事業というふうな中で、地域集積協力金について、この6,607万6,000円計上されております。その中の積算根拠をお知らせいただきたいと思っております。

それに加えて、地域集積協力金と経営転換協力金、それから耕作者集積協力金、3つの中で農地中間管理機構は動いておりますけれども、今回はあえて地域集積協力金だけの6,607万6,000円なのか、そこのあたりを示していただきたいと思っております。

それと加えて、交付単価、これが2割から5割については10アール当たり2万円、それから5割から8割以下の集積については10アール当たり2万8,000円、8割超は3万6,000円というようなことになっておりますので、そこのあたりを詳しく説明いただければと思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

まず、交付単価の地域集積協力金の貸し付け割合の交付単価でございますけど、機構への貸し付けの割合が全体の2割から5割以下で2万円を支払います。それと5割を超え8割以下で2万8,000円、それと8割以上で3万6,000円となっております。ただ、これは平成27年度がそうでございますけど、来年度、28年度、29年度では、今27年度が通常単価の2倍を支払われております。28年度、29年度が通常単価の1.5倍、そして平成30年度からは通常の単価ということになっておるようでございます。

それと、その内訳でございますけど、ちょっと一つ一つはあれでございますので、資料を後で提供いたしてよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

申しわけありません、質問を……。

○議長（田口好秋君）

どうぞ、西村議員。

○16番（西村信夫君）

中身についての具体的な資料は後からいただけるということでございますが、まずお尋ねしたいのは6,607万6,000円、この交付がどちらのほうに交付されたのか。どこの地区に交付されたのか、その点をまず示していただきたいと思っております。

それで、この農地中間管理機構については経営転換協力金とか、あるいは耕作放棄地集積協力金がありますが、この6,607万6,000円については、地域集積協力金のみの形状なのか、そこのあたりを教えていただければと思っております。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

支払われる予定の地域につきましては、主要な事業説明書の9ページに掲載をしておりますが、下童地区、真崎地区、馬場下地区、福富地区、三新地区でございます。

それと、その6,000万円の内訳につきましては、それも主要な事業説明書に記載をしておりますように、集積協力金で4,000万2,000円、経営転換協力金でその5地区の合計で4,240万円、それと耕作者集積協力金5地区の合計で295万円、それと今後、申請が見込まれるかということで964万8,000円を計画しております。その合計から、当初予算で2,900万4,000円計上しておりました分を差し引いて、今回6,600万円の追加補正ということで計上しております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

地区名は私も一通り読んでおまして、これをちょっと計算したわけですよ。その中で、例えば下童地区が21ヘクタール。これは10アールにつき2万8,000円ですので、掛けたら下童地区はぴったり588万円に合うわけですよ。その中で、下の真崎地区と馬場下地区、これもずっと計算して、福富地区は恐らく5割から8割、真崎地区は8割以上、それから三ヶ崎は5割から8割、馬場下は8割以上というようなことで、大概数字的にはぴったり合わんわけですよ。この合わないというところは、下童だけは21ヘクタールの210円の2万8,000円の単価で、きちっと合うわけですよ。なぜ、ほかの地区は計算して合わないのか、そのあたりを教えてください。この3つのポイントの中で、2割から5割、5割から8割、そしてまた8割というふうなことで交付単価が書いてありますが、先ほど言いよったごと、下童地区は210アールの中で2万8,000円やったらきちっと588万円に合うわけですよ。あとは、真崎地区が26ヘクタールやから260掛け——真崎地区についても8割やから、8割は3万6,000円ですね。3万6,000円ですけれども数字が合わないというようなことですので、そのあたりを教えてください。お願いします。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

先ほどの地区の明細とともに、その算出式も一緒に後ほど提示させていただいてよろしいでしょうか。（「算出はもう、きちっと決まっておるじゃなかですか。アールについて幾らで、8割、5割、2.5割で書いてある、交付単価が。だから、なぜ合わんかなということとはちょっと疑問だったもんだから」と呼ぶ者あり）後ほどよろしいですか、すみません。

○議長（田口好秋君）

いいですか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

先ほど、田中議員の鋭い質問と横田課長のわかりやすい答弁で理解できましたので、後でもう一遍、再理解を深めるために資料をお願いしておきます。

終わります。

○議長（田口好秋君）

西村議員、青年就農給付金についてどうぞ。

○16番（西村信夫君）

青年就農給付金については、先ほど田中議員のほうから資料請求がありましたので、それを受けたいと思います。

1つ私が疑問の点があるのは、青年就農給付金がかしらの4月から一部改正があったですね。その中で給付金が100万円以下の所得については年間150万円というようなことですが、これが100万円以上350万円未満の場合は前年所得に応じて給付金額が変動する仕組みになっておりますというようなことで、全ての人が年間150万円もらえるというふうな状況ではないということです。今回、うちの市もそういう150万円以上の所得があつておられる方がいらっしゃるかどうか、教えていただきたいと思います。もし、わからなかったら資料提供でもよろしいです。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

申しわけありません。資料を持ってきておりませんので、後ほど提出をいたします。

○議長（田口好秋君）

それでは、次に行きます。

35ページの2項、林業費、2目、林業振興費について、質疑の通告がありますので、質疑を許可いたします。西村信夫議員。

○16番（西村信夫君）

180万円、35ページの林業振興費の中で、15節の工事請負費ということで、その中で、まず1番目、国庫補助と県補助の区分を教えてください——今回は県補助金の中で事業を進めておられますが、国庫補助金と県補助金はどこあたりで区分されるのか。そしてまた、採択要件については家屋が2軒以上とかね、そういう要件があると思いますが、そのあたりをきちっと示していただきたいと思います。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えをいたします。

御質問の1点目、2点目、あわせてでございますけど、まず国庫補助事業につきましては、農林地ではなく林地崩壊防止事業という事業になります。それにつきましては、激甚災害の指定が必ず要るところでございます。それと1カ所の事業費が200万円以上の金額の縛りもございます。それと、先ほど議員もおっしゃっているように、人家が2戸以上、もしくは公共施設が保全対象となるものですが、それが国庫補助事業に該当いたします。

今回、補正予算で計上しております農林地崩壊防止事業は県の単独補助の事業でございます。その保全対象となる人家、公共施設の裏が山林であれば、農林地の林の事業でやると。

農地であれば農林地の農の事業でやるということでございます。採択要件といたしましては、どちらも県単事業ですので、同じでございますけど、事業費で1カ所40万円以上という規定がございます。

採択要件につきましては、以上でございます。

○議長（田口好秋君）

西村議員。

○16番（西村信夫君）

そしたら、今回、補助事業で40万円以上というふうな2戸以上の要件を満たしておりますので、県の補助金がこちらのほうでは75万円ですね。それから、市37万5,000円、地元負担が37万5,000円ということですが、2軒が対象ですので、地元負担金というのはどういうふうにして発生するのか、そのあたりに教えていただきたいと思います。

○議長（田口好秋君）

農林課長。

○農林課長（横田泰次君）

お答えいたします。

基本的に人家が2戸以上となっておりますけど、特例で人家1戸と公共施設があれば採択になるということとなっております。ですから、今回、人家は1戸、それと前面に市道がございます。これは公共施設でございますので、そこまで保全対象に入れれば、今回のように採択が可能ということでございます。ですから、負担金につきましても1戸の方が負担をするということになっております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

これで歳出33ページから35ページまでの第6款、農林水産業費についての質疑を終わります。

次に、歳出36ページの第7款、商工費について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、歳出37ページから40ページまでの第8款、土木費についての質疑を行います。

初めに、40ページ、6項、新幹線費、2目、新幹線整備費について、質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

それでは、40ページの新幹線整備費について質問をいたしたいと思いますが、合同委員会の説明会のときに、管理道路を残すための測量設計と工事請負費というふうな、そういうふうな説明をたしか受けたと思いますが、そこら辺について若干、詳細の説明をお願いした

いと思います。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

今回、補正で計上をいたしております13節の委託料につきましては、俵坂トンネル西工区のほうが本坑へつながります工事用のトンネルが大体300メートル程度ございますけれども、あれを管理用で残すということになっております。そこへ続きます今現在、仮設のような道路、管理用の道路をつくってありますけれども、その分を将来にわたって残すという意味で、今回、その分の測量設計を受託事業として計上をいたしておるものでございます。

それと工事請負費につきましては、ここの部分ではなくて、今現在、工事が進んでおります駅周辺の区画整理事業、市内の泥の運搬、約1万立米ですけれども、その分の運搬を行うということで今回計上をしているものでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

泥の運搬につきましては、後段の山口議員のほうから多分質問があると思いますので、私のほうでは俵坂の西工区のほうということで、要するに斜坑を残すための手前の橋のところからの管理道路ということになろうかというふうに思いますけど、そういうふうになると、当然、今、借地で多分土地をお借りしてやっていると、道路をつくっていると思うんですよ。その点、じゃ、測量して、いわゆる用地買収等があつて、市道という形であそこが将来的に残るといふような考え方でいいわけですかね。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

用地につきましては、議員御発言のように、今後、測量等を行った後に、用地買収が生じてこようかと思っております。ただ、将来的にわたって市道で管理をするのかという御質問ですけれども、どうしても市道の認定要件にちょっと合致しない部分がございますので、今現在は里道での位置づけというふうに考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

ちょっと一般質問のごとなつとですけど、いわゆるあそこは農振除外、多分あそこは農振地じゃないと思います。ですよ。農振地ですかね。（「私もちょっとわかりません」と呼ぶ者あり）ですよ。いずれにしても、そういったことになれば、里道ということになれば、宅地等そこら辺の問題があるかと思うんですよ。ですから、やっぱりどうせならば、これはいわゆる市道でちゃんとした道——ちゃんとした道と言ったらちょっと語弊ありますけれども、ある程度、あそこを有効利用できるような形で道路をつくるのであればやっていただきたいということだけはお願いをしておきたいというふうに思いますけど、いかがですか。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えいたします。

一応市道となれば、やはり集落と集落を結ぶ道路、または終点のところに公共施設等があって、Uターンができて戻ってこられるとか、あと転回広場があるとか、どうしてもそういった認定をするに当たっては要件がございますので、ちょっとそういった意味で、今、市道ではなくてという答弁をさせていただいているような状況でございます。

以上です。（「公共施設やったよね」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

終わりますか。（「はい、よかです。もう3回やろう」と呼ぶ者あり）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

聞かなくてもよかったんですけども、田中議員が言われましたので、ちょっとよくわからないんですけども、仮置き土の運搬等1万立米ということですよ。そこら辺のところ、あそこにある泥をどこかに持っていくのか、そこら辺のところをもう少し詳しく御説明いただきたいと思います。

それとあわせて、受託事業を大体どこが限度なのか、どこを基準にして金額がこのような形で出てくるのかということ。といいますのは、昨年度の決算においては2,064万円でしたよね。今年度当初予算で5,890万円という金額が計上されて、今回で1億4,500万円ということですけども、これはそこら辺のところに向こうとの交渉次第では、2億円、3億円、どうにも出てくるのかというふうなところの考えも出てまいりますし、そこら辺のところのちょっと御説明をいただきたいというふうに思います。

それとあわせて、給料の分で、職員の人件費で財源内訳補正という形になっていますよね。このことについても、ちょっと御説明いただきたいと思いますけれども。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

まず、第1点目の仮置き土という話ですけれども、区画整理区域内、全部で15ヘクタールぐらいありますけれども、どうしてもいろいろな事情で直接埋めることができないような農地とか、住宅を動かさんと埋め切れないような場所とかというのがございます。そこを埋める泥というのを地区内に確保をしておるというふうな状況でございまして、その泥を今回埋めることができるところへ地区内で移動するというような工事でございます。

それともう1点ですけれども、受託事業をどこまでやれるのかという話ですけれども、基本的には機構さんが本来自分のところで工事をすることによって支障を来す部分、その分についての受託事業というふうに考えております。

今回も泥を動かすに当たりましては、基本的にうちが、こことここに置いてくださいと話ができますけれども、それじゃどうしても機構さんとしても工事の進捗がうまくいかないという中で仮置きを機構さんのほうがされているということでもありますので、今回、受託事業ということで、うちのほうへ予算をいただいているような状況でございます。

それと後、人件費ですけれども、事務費を計上できるということになっておりますので、今回、人件費に組みさせていただいたというような状況でございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

後段のほうから行きますけれども、ちょっと私もよくわからないんですけれども、仮に職員の人件費をこの分に充当しないとすれば、他の工事費にとして回せることは考えられるんですかね。これがそういう形で職員の人件費の流用になっていきますよね。だから、そこら辺のところはどうなのかということ。

それと、その前の分なんですけれども、結局、支障がないと——支障が出てきたというんですか、そこら辺のところの意味合いがよく理解できないんですけれどもね。後段で、支障が出てくるようなことについては、こちらのほうに受託できると。その線引きというのはどこら辺でできるんですか。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

ちょっと、まず人件費に取り入れている分ですけれども、基本的には全体事業費があって、

工事請負費があつて、その何%を事務費でとつていいというふうになっておりますので、あくまでも事務費で計上しておるといふものでございます。

それともう1つ、線引きという話で、ちょっと例えになりますけれども、区画整理区域内の地区内、今現在、公共下水道が入っております。その中で駅舎ができることによって、どうしても公共下水道の管路が遮断される、そういったものについては、あくまでも向こうが原因者になりますので、そういったものについて受託ができるというふうな認識でございます。

あともう1つは、俵坂トンネルの東工区から湧水があつて、今、工事をしておりますけれども、あの分についても、本来であれば機構さんのほうが責任を持って手当てをしなければいけなかった部分ということになりますので、その分を機構さんが発注されるのではなくて、附帯的なものですので、私どものほうに予算を頂戴して地元が発注をしておるといふような状況でございます。

以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

いいですか。

これで歳出37ページから40ページまで、第8款、土木費についての質疑を終わります。

次に、歳出41ページの第9款、消防費について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、歳出42ページから45ページまで、第10款、教育費について質疑を行います。

初めに、44ページの3項、中学校費、2目、教育振興費について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山下芳郎議員。

○9番（山下芳郎君）

それじゃ、こちらの教育振興費の備品購入費の5万円です。こちらは給付金をいただいて、これを充てているわけですが、この分につきまして、寄附者の記録はどういった形で残されるのか、お尋ねをいたします。

○議長（田口好秋君）

教育総務課長。

○教育総務課長（峯崎幸清君）

お答えいたします。

そちらの寄附者につきましては、台帳等がありますので、そちらのほうにお名前のほうを記載させていただきます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

台帳に記録するということですが、この備品そのものに記載記録というのは乗らないんですか。

○議長（田口好秋君）

教育総務課長。

○教育総務課長（峯崎幸清君）

お答えいたします。

今回の教科備品の中身につきましては、図書の購入になっております。それで、図書の最後のページのほうにゴム印をつきまして、そちらのほうに記載をされるかと思っておりますけれども、個人名につきましてはあくまでも寄附者の方のほうのお考え等がありますので、そちらを尊重しまして学校のほうで対処されると思います。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山下議員。

○9番（山下芳郎君）

5万円の寄附ですが、この備品そのものはちょうど5万円でおさまったんでしょうか。もしくはその5万円を超える分とか、その範囲の中という形でありましたら、どういった形で処理をされるのか。ちょうど5万円だったのか、確認をいたします。

○議長（田口好秋君）

教育総務課長。

○教育総務課長（峯崎幸清君）

お答えいたします。

寄附の金額につきまして5万円でございます。それで、図書の購入につきましては、その金額の中で調整をされて購入されると思います。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

次に、45ページの5項、保健体育費、1目、保健体育総務費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、川内聖二議員。

○3番（川内聖二君）

それでは、今回、嬉野パワーアップ事業全体について御質問をしたいと思います。

前回の予算より委託料のほうが増加している理由と、参加者の方々が増加傾向なのか、また参加者の内訳をお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（田口好秋君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（宮崎康弘君）

お答えいたします。

パワーアップ事業の事業費の増加につきましては、委託料でございます。

理由としまして、本市のようにマッチスポンサーを希望する自治体及び一般企業が増加傾向であることが挙げられ、2年連続日本一となったホークスの広告媒体としての費用が上ったための増加だと思えます。

参加者数でございますが、年々ふえておりまして、参加者数も伸びているため、今回も観客数が多い土曜日か日曜日の開催となるように打診をしているところでございます。前回の入場者数につきましては、少年野球、市内の7チームの子どもたち170名、嬉野福岡会の方を30名、あと一般の方を公募しまして、申込者数が613名ありましたが、抽せんで350名の方を招待しているところでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

一般企業の増加と費用の増額ということで、今回、委託料が増額になったということで、また参加者の方々は市内の7チームの子どもたち170名、それと嬉野福岡会の方30名と一般の方が613名のうち350名が抽せんで選ばれるということですね。

だから、要するに600、今回この事業で全部で550名の方が参加されていると思いますが、この事業費をできれば少しでもまた増額されて、参加される方を要するに増員できないのでしょうか。それをちょっとお伺いしたいんですけど。

○議長（田口好秋君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（宮崎康弘君）

お答えいたします。

その参加人数等も今後交渉等いたしまして、オプションで入れなくていいもの、入れないといけないもの等を考慮しながら、極力参加人数が多くなるように検討したいと考えております。

以上です。

○議長（田口好秋君）

川内議員。

○3番（川内聖二君）

やはりこれだけの人数の方が要するに希望をされていますので、極力行政側としまして、

努力をしていただいて、少しでも多くの方を参加させていただきたいなと私のほうはそういうふうに思っておりますので、先ほど申されたように、極力金額のほうを削るところを削られて、参加人数の増員のほうを努めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

次に、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

ただいまの質問で大体わかったんですが、一応答弁のほうを予定してあると思いますので、1番から3番までありますけれど、2番のほうはわかりました。1番と3番、要するに期日はいつごろなのか。ある程度の期日で構いません。

3番、運営を市民からのボランティアで行うような仕掛けというふうにあるわけですが、ここら辺、具体的にどういうふうなことを考えておられるのかについて質問をしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（宮崎康弘君）

お答えいたします。

期日はいつごろなのかということですが、例年、2月から3月に実施をしております、先ほど申しましたように、土曜日か日曜日、極力参加者が多いように設定をする予定でございます。詳しい日程については、まだ決まっておりません。

3番目の運営を市民からのボランティアでとあるが、予定している内容はということでございますが、前回まで運営スタッフとしまして、市役所職員にお願いをしておりましたが、それを市民の皆様から希望者を募り、スタッフをお願いしたいと考えておるところでございます。

今回、このような事業を全てボランティアで完全に運営しようという考えは考えておらず、スポーツボランティアの育成の一環として、徐々に他のイベント等も含め、ボランティアがふえていくようなきっかけをつくりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

非常にいい考えだというふうに思います。いろんな意味で、そういった形で——いろんなスポーツイベント等において、そういうボランティアを募集してやるということは非常にいいことだと思いますので、ぜひやっていただきたいと思いますし、応援をするわけですが、

これは私、1点だけ、昨年、私も参加をさせていただきました。1点思ったのが、たしか席がばらばらなんですね。昨年は何名かわかりませんが、350名のうちに一般の公募ということで私は入っていると思います。そういう中で券をいただきまして行きました。席がばらばらだったんですね、どういうふうなあれだったのかよくわかりませんが。できたら、やはりこの500名という人数をある一角といいますか、ある程度、内野のどういう席かわかりませんが、そして嬉野なりのやはりカラーを何か出すような方法等があれば、またそれもいいのかなというふうに思いました。昨年のあれですね。例えば、全員が同じうちわを持つとか、嬉野らしく何かをそこでやると。そこで人文字をやるまでには、多分そこまではいかないとは思いますが、それなりの何かやり方があるのかなというふうな気がいたしましたので、やられるんだしたら、そこら辺も含めたところで若干検討をしていただければいいかなと思いますので、よろしく願いをしておきます。その点、何かあるんですかね。

○議長（田口好秋君）

文化・スポーツ振興課長。

○文化・スポーツ振興課長（宮崎康弘君）

お答えいたします。

座席については早目に確保できれば、一角押さえられる可能性はありますが、一般の方のほうも前売りで買われる可能性もありますので、その辺がどのような方向でできるのかは確認をとりたいと思います。

それと、嬉野らしさということでございますが、今後そういうことも含めてどういうものがいいか、検討をしたいと思います。

以上です。

○議長（田口好秋君）

これで歳出42ページから45ページまで、第10款、教育費についての質疑を終わります。

これで議案第91号 平成27年度嬉野市一般会計補正予算（第6号）についての質疑を終わります。

次に、議案第92号 平成27年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第93号 平成27年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第94号 平成27年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第95号 平成27年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第96号 平成27年度嬉野市浄化槽特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

歳出100ページ、1款. 事業費、1項. 事業費、3目. 整備費について質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、田中政司議員。

○14番（田中政司君）

それでは、質問をさせていただきます。

浄化槽の設置についてなんですが、いわゆる当初予算30基で今回の補正後で全部で60基ということで、今回、補正が上っているわけですが、1点目が全部で1,100基程度だったと思いますが、今後、浄化槽区域内でのこれからの年度ごと、何年間でどれぐらいといいますか、年度ごとの計画、これについて計画の内容、2点目に、いわゆる浄化槽の区域内における住民の説明会等は十分に行えているのかどうかという点について質問したいと思います。

○議長（田口好秋君）

環境水道課長。

○環境水道課長（副島昌彦君）

お答えいたします。

年度の計画なんですけど、現時点では今年度が60基、平成28年度60基、あと、ずっと年度ごとにある程度の数字というのはつかんでいるんですが、多いときで年度で150基とか120基とかありますけど、基本的には今私が言いましたように、平成27年度から平成36年度の10カ年で目標の設置数1,100基ということで予定をしているところでございます。

2点目の説明会、周知の徹底についてということでございますが、ことしの2月から3月にかけて7地区、上岩屋、大野原、不動山、下吉田、吉田、大草野、久間。それから、ことしの4月になってから、1つだけなんですけど、牛間田のほうで説明会を開催しました。また、市報でことしの3月に事業のPR、また嬉野温泉の秋まつりでもブースを設けてPR活動は行っております。

それに市内の建設業の業者の方に対しても説明会を行って、業者の方が住宅設備の改修等がある際に、浄化槽のPRを行ってもらっている次第です。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

1番の市で浄化槽を設置する。そこで結局、問題といたしますか、住民にとって一番あれなのは、要するにそこで、年間どれぐらい、例えばこれが150基とおっしゃいましたけれども、はっきり言って、150基を果たして入札をして業者さんが対応できるのかどうかという問題もあろうかと思うんですよ。

結局はそういったいろんな要因の中で、例えば住民が来年家を建てよう、あるいは増改築をしようという計画のときに、市の浄化槽を何とかと思ったときに、もう例えばその年がいわゆる業者さんの入札等、余りにも立て込んでできませんというふうな対応じゃ、おもしろくないというふうに思うわけですよ。ですから、そこら辺でしっかりと業者さん、市民、要するに設置数というところのしっかりした計画等を出しておかないと、市民の皆さんに非常に迷惑をかけるというふうなことが起きないとも限らないわけですよ。

ですから、そこら辺で、先ほど、年によっては120基とかというふうなことをおっしゃいましたけれど、ことしの倍設置をするということが、私からすれば、申し込みがあるかないかはわかりませんが、どれぐらいまで今の段階で、いわゆる業者さん、入札をされる指定の業者さんおられるわけですが、そこら辺との数というのが、どこら辺までできて、どれぐらいという、そこら辺まで具体的にやっておられるのかどうかというのがまず1点ですよ。

そこら辺と、市民に対する説明のときに、そういったところまで具体的に説明をされているのか。また、今後もそういう説明会というものを地域で開催をされる予定があるのかどうか、その2点お聞きをいたしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

環境水道課長。

○環境水道課長（副島昌彦君）

お答えいたします。

議員御発言のように、発注体制につきましては、現時点のうちの体制で——うちの体制といたしますか、請け負う業者さんの体制も含めまして、かなり厳しいものがあると思います。

今のところ、平成28年及び29年、うちの予定なんですけど、60基程度で推移するというふうに予想しております。その後、2年間の中で、そういう今御指摘のことにつきましては、検討、検証させていただいて、より住民のニーズに合った浄化槽設置事業ができるように努力したいと思います。

あと2点目の説明会ということでございますけど、先ほど説明したときのことしの2月以降——2月か3月に7地区やった後に、年度変わりました、牛間田の区長さんのほうから要請がございました。それにつきましては、すぐ開催をいたしました。ですから、このようにそういうふうな要望等があれば、うちも積極的に出向いて説明のほうに動きたいと思います。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

田中政司議員。

○14番（田中政司君）

そういうことならよろしいんですが、まだまだ浄化槽の事業に対しての住民の理解というのが果たしてどこまでできているのかなと非常に不安な部分が多々あるわけですね。ですから、そこら辺、十分な周知徹底というものができるといえるような体制をぜひやっていただきたいということだけはお願いをしておきます。

○議長（田口好秋君）

次に、山口要議員。

○17番（山口 要君）

大体わかりました。それで、1点だけ、ちょっと非常に恥ずかしい質問なんですけれども、今年度については起債をされてされるわけなんですけど、次年度、そしてその翌年度については、そこら辺のところ明記をされていないんですけれども、一般財源持ち出しということで計上されておりますが、そこら辺、あと来年、再来年についてはどのようにお考えになっておられるんですか。

○議長（田口好秋君）

環境水道課長。

○環境水道課長（副島昌彦君）

お答えいたします。

主要事業において起債していないということで御質問されているんですけど、正直言います、私はどうしてかなと思って言うたらいかんとですけど、基本的には下水道債のほうの起債……（「下水道、起債されるわけね」と呼ぶ者あり）はい。利用する方向になると思います。ちょっと起債として、形のほうが不適切だったんじゃないかなと思っております。

以上でございます。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで議案第96号 平成27年度嬉野市浄化槽特別会計補正予算（第2号）についての質疑を終わります。

次に、議案第97号 平成27年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

歳入105ページ、1款．財産収入、1項．財産売払収入、1目．不動産売払収入について、質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

もう入りで全部合わせて1回で終わりますので。

まず、お尋ねしたいのは、今回、保留地処分金として819万1,000円計上がなされております。1件187平米ということなんですけれども、これが金額にいたしますと、坪で14万4,500円、結構いい値段だなと思っているんですけれども、大体これくらいのところで今推移をしているのかなということが1点。

そして、金額ベースで、今80.2%進捗ということで御説明を受けました。これが面積ベースにおいてはどれくらいの進捗率かということと、もう1つ、区画ベースにおいて進捗率がどれくらいなのかということをお尋ねしたいと思います。

それとあわせて、今回、繰り上げ償還完了ということでもあります。繰り上げ償還完了というのは、保留地処分金の繰り上げの完了——保留地処分金が8億7,200万円ぐらいありましたよね。その分の繰り上げ償還完了ということなのか確認をしたいと思います。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

ちょっと保留地の単価の第1点のお話ですけれども、それぞれ設置をしております場所で保留地の単価が違います。ただ、第七の平均でいきますと、坪13万円で今のところ売却をしておるような状況となっております。

それと、2点目の面積ベースでございますけれども、面積ベースでいきますと66.6%の進捗となっております。

それで区画ベースとおっしゃったのが、私はよくわからなかった……（「今、全部、区画がたしか当初の区画で114区画ありましたよね」と呼ぶ者あり）わかりました。

区画ベースでいきますと、78.9%となっております。（「78.9」と呼ぶ者あり）78.9です。

それと償還の話でございますけれども、償還につきましては、今、議員御発言のとおり、保留地の償還が終了したというような状況となっております。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

大体わかりましたけれども、結局、金額ベース、面積ベースでは大体そういう形でいくとしても、結果的には要するに区画ベースですよ。どれくらい売れるかということが、完了という形につながってくるわけですよ。大きい区画、小さい区画、それぞれあるわけなんです、その区画をどうやって処分していくかということになってきたときに、今、残区画の中で大きい区画がありますよね。3倍ぐらいの区画になったところ、そこら辺のところについては、今後、それを区分して販売される予定なのかどうかということはどうお考えになっ

ているのか、お伺いをしたいと思います。それだけです。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えいたします。

議員御発言のように、確かに3画地ぐらい取れるような大きな保留地がございます。そういったものにつきましては、地権者さんのほうから、例えばこの土地の1画が欲しいんだけどもというような格好でお尋ねがあった場合につきましては、購入していただける方のほうで分筆をいただくのであれば、分筆をしたような格好でお譲りをしますということで説明をさせていただいておりますので、そういう要望があればそういった格好で進んでいきたいと思っております。

以上です。（「もういいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次に、歳出108ページ、2款、公債費、1項、公債費、1目、元金について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。公債費の分です。

○17番（山口 要君）

これはもう取り下げます。いいです。

○議長（田口好秋君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、これで議案第97号 平成27年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）についての質疑を終わります。

次に、議案第98号 平成27年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

歳入114ページ、1款、財産収入、1項、財産売払収入、1目、不動産売払収入についての質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。山口要議員。

○17番（山口 要君）

これも先ほどと同じように、残地、そして区画ベースでの比率をお示しさせていただきたいと思っております。

それとあわせて、結局、今借地をしている部分がありますけれども、その借地の分が何年の借地契約になっているのかということがおわかりになればお示しをさせていただきたいと思っております。と申しますのが、これの借地期間が長かったら、この年度からしたときに、その分がずっとかかわってくるというふうに思うわけなんです。あわせてそれだけお答えいただきたいと思います。

○議長（田口好秋君）

建設・新幹線課長。

○建設・新幹線課長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

まず、保留地処分金でございますけれども、今、金額ベースで40.5%、面積ベースで37%、画地ベースで49%となっております。

あと、借地でございますけれども、俵坂トンネルの東工区のほうにつきましては、一応今年度、ちょっと長引けば28年度の夏ぐらいまでというふうに思っております。

もう1つ、高架事業のほうへ貸し出しております保留地につきましては、あと2年程度は借地のような状況でいくというふうに認識をいたしております。

以上でございます。（「はい、もういいです」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

これで議案第98号 平成27年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）についての質疑を終わります。

次に、議案第99号 平成27年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第100号 平成27年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

次に、議案第101号 嬉野市災害被害者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

なお、議案第101号については、追加議案で通告の時間がありませんでしたので、通告書なしでの質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないようですので、これで議案第101号 嬉野市災害被害者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を終わります。

次に、議案第102号 嬉野市教育委員会委員の任命についての質疑を行います。

なお、議案第102号については追加議案で通告の時間がありませんでしたので、通告書なしでの質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで議案第102号 嬉野市教育委員会委員の任命についての質疑を終わります。

以上で本定例会に提出された議案全ての質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。当初の会期日程では、あす12月15日も議案質疑の予定でしたが、本日で議案質疑の議事の全部を終了したため、15日は休会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、あす15日は休会とすることに決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。どうもお疲れさまでございました。

午後 2 時50分 散会